

# 官報

昭和四十七年六月二日

## 第六十八回 参議院会議録第十九号

昭和四十七年六月二日(金曜日)

午前十時十八分開議

### ○議事日程 第十九号

昭和四十七年六月二日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度沿岸漁業等の施策について)

第二 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めの件(衆議院送付)

第三 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めの件(衆議院送付)

第四 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 労働安全衛生法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、永年在職議員表彰の件

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。この際、

昭和四十七年六月二日 参議院会議録第十九号 永年在職議員表彰の件

永年在職議員表彰の件についておはかりいたします。

議員加藤シツエ君、藤原道子君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。つきましては、院議をもって両君の永年の功勞を表彰することとし、その表彰文は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました両君に対する表彰文を朗読いたします。

〔加藤シツエ君起立〕

議員加藤シツエ君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました。参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します。

〔拍手〕

〔藤原道子君起立〕

議員藤原道子君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました。参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します。

〔拍手〕

表彰状の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(河野謙三君) 山下春江君から発言を求められております。発言を許します。山下春江君。

〔山下春江君登壇、拍手〕

○山下春江君 私は、議員一同を代表いたしました。ただいま永年在職のゆえをもちまして表彰せられました加藤シツエ君並びに藤原道子君に対しまして、一言お祝いのことを申し上げます。

〔拍手〕

お二方は、ともに昭和二十一年、婦人参政権第一回の衆議院議員総選挙に当選され、わが国初の婦人議員となりました。その後、昭和二十五年、第二回本院議員通常選挙に当選され、自來今日まで二十五年の長きにわたり国会議員として御活躍になられたのでございます。

皆さま御承知のとおり、加藤シツエさんは日本のサンガー夫人といわれ、お若いころ米国に留学されたとき、サンガー夫人の指導を受け、母性保護の立場から、産児制限運動の草分けとして活躍されました。また、一九六四年、列国議会同盟会議の経済及び社会委員会、投票により第一副議長に当選され、二期四年間、その任務を果たされたことは、日本議員団としては初めてのことであります。

また、藤原道子さんは、その豊富な人生経験を生かされ、庶民政治家としての姿勢を堅持され、平和と命と暮らしを守ることを一筋の信条として、働く婦人の人権尊重、道義の高揚に努力されたその御功績は、枚挙にいとまがありません。

このほか、お二方は、再三常任委員長を歴任され、現在も最も重要な公害対策あるいは交通安全対策の特別委員長の要職についておられます。ほか、外交問題、社会福祉問題等の専門家として国政各般にわたって御活躍になるなど、わが国民民主政治の確立と本院の使命達成のため多大の貢献をせられておられるところでございます。

ここに、私も一同は、お二方の御功績に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに、本日、はえある表彰を受けられたことにつきま

て、心からなる祝意を表する次第でございます。

ことに、このたびは、本院における初の婦人議員に対する表彰でございます。私も婦人議員といたしましては、この上ない喜びでございます。

どうか、お二方におかれましては、健康に御留意の上、今後とも、議会民主主義発展のため、一そう御尽力くださいますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、一言お祝いのことばを申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいま表彰を受けられました両君から、それぞれ発言を求められております。順次発言を許します。加藤シツエ君。

〔加藤シツエ君登壇、拍手〕

○加藤シツエ君 お許しをいただきまして、一言お礼のことばを申し述べさせていただきます。ただいまは、院議をもって、永年勤続議員として表彰を賜わり、また、山下春江議員より、過分の祝辞をちょうだいいたしました。まことにありがとうございます。これ、ひとえに、先輩同僚議員の皆さまの御厚情、並びに幾たびか通らねばならなかったあのきびしい選挙の試練に際して有権者の全国的な御支持、並びに私生活の面においては主婦のつとめも至らぬがちであった私を見守ってくれました私の家族たち、多くの方々への感謝はことばに尽くせません。厚く御礼申し上げます。

二十五年の議員生活は、長い道のりでございます。数々の思い出が心に浮かび上がっております。昭和二十一年、日本の女性が初めて参政権を行使することのできました四月十日、おりしも散り始めた桜の花びらを浴びて、喜々として投票場に足を運びましたあの日の感激は忘れることはできません。

日本の女性は、母として、妻としてすぐれた素質の持ち主との定評がございましたが、明治維新以後、日本が近代国家として富国強兵の道を進み

昭和四十七年六月二日 参議院会議録第十九号

永年在職議員表彰の件 国務大臣の報告に關する件 (沿岸漁業等振興法に基づき昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度年次報告及び昭和三十九年度沿岸漁業等の施策について)

(沿岸漁業等振興法に基づき昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度年次報告及び昭和三十九年度沿岸漁業等の施策について)

五七二

ましたその背後には、女性の報いられること薄き労働、封建的な家族制度のもとに生かされてまいったのが戦前までの日本の女の歴史でございました。したがって、戦後、新しい憲法が制定せられるにあたって、私は、幸いにも、衆議院の憲法制定委員会の一員として加えられ、基本的人権の尊重、法のもとに男女平等の原則がうたわれましたときの歓喜は、ことばに尽くせぬものがございます。私は、日本国憲法を守り、その精神の発揚のために、今後も絶えざる努力を続けることこそ、政治生活の基本理念であると心に誓っております。

(拍手)  
さて、二十五年の日本の歩みを見ますとき、わが国は世界が目を見はる経済大国の地位を獲得するに至り、御同慶でございますが、他方、急速な経済発展の結果、公害列島日本が出現し、美しき自然が日に日に破壊され、公害の被害は毎日のニュースをにぎわしております。「かけがえのないこの地球を守ろう」という世界的な呼びかけにこたえて、日本民族のしあわせのために、また、全人類の繁栄のために、微力ながら、今後とも情熱をささげて働かしていただきたい決意でございます。よろしく御指導をお願い申し上げます、御礼のことばにいたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 藤原道子君。

〔藤原道子君登壇、拍手〕

○藤原道子君 お許しをいただきました。皆さまの方に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。私は、今回、永年勤続としての表彰を賜わりました。まことに身にしみる思いでございます。思い出しますと、昭和二十一年、敗戦直後の婦人参政権の初選挙におきまして、幸いにも当選させていただきました。私は、そのとき公約いたしましたのは、平和で命と暮らしを守る政治、敗戦のどん底から、どんな苦勞をしても日本の再

建をいたしました。さらに、長年の婦人の歴史を顧みて、真の婦人の解放ということによって日本再建に果たす婦人の責務、こういふことを訴えまして、幸いにも当選させていただきました。私は、衆議院におきまして初めての本会議質問が生活保護法でございました。衆議院におきましても、なれない私が、労働基準法で、母性保護の立場から、生理休暇あるいは産前産後の休暇について極力努力をしたことでございます。あるいは児童福祉法に対しましては、幼稚園と保育所、四歳までは保育所、そして五歳からは一律に幼稚園で児童教育をやるべきであるということを中心としたことが、いま胸に浮かんでくるわけでござい

す。至らないながらも、こうした戦いを続けてまいりましたが、三回目の選挙で、わずかのところで失敗をいたしました。一年四カ月の浪人中は、社会党の婦人部長として働かしていただきました。二十五年に参議院に立候補いたしました。幸いにも四回続けて当選させていただきました。御案内のように、学歴もなければ所属組織もない私が、きょうまで議員生活をして果たしてまいることのできましたのは、同僚皆さまのあたたかい御支援のたまものであり、かつまた、全国の同志の、支持者の心あたたまる御支援のたまものと深く感謝をいたしております。私は、二十五年に立候補いたしましたとき、社会保障制度の確立、これを主張いたしましたところ、あんなものは夢物語だ、あんなものができるものか、街頭演説でも攻撃されたことは忘れることができません。けれども私は、信念を持って取っ組んでまいりました。内容は、問題がございますけれども、一応社会保障制度も整ってまいりました。これを今後の努力で、内容の充実のために、皆さまと御一緒にがんばらしていただきたいと思っております。

とにかく、全国の皆さん方から非常な御支援をいただきました。そして同僚議員の皆さまの御支援は、

何としても身にしみて感謝申し上げるわけでございます。いま、加藤さんからお話ございましたけれども、経済力は成長いたしましたけれども、医療にしまして、あるいは児童福祉にいたしまして、とりわけ難病対策に対しまして、一そうの努力をしなければ主権者に申しわけのないような気がいたします。と同時に、美しい日本の自然が破壊され、五十年後には緑がなくなるであろうと、こういうことを言われておりますが、これでは困ります。敗戦後の焼け野原から、今日の日本を建設してまいりました国民の力、政治の力を結集いたしました。経済成長とともに、あわせて公害対策が強く行なわれますことを祈念し、皆さまと御一緒にがんばっていききたいのが私の念願でございます。

まことに本日はありがとうございます。とりわけ同僚議員であり、第一期生同窓の議員である山下さんから、身に余るおこたえを賜わりました。いささか恥ずかしいぐらいでございますが、このおこたえに対しまして、がんばってまいりたいと思っております。本日は、まことにありがとうございます。(拍手)  
最後に、この議場を通じまして、手銭、手弁当で支持していただきました全国の支持者に対しまして、心からなるお礼のごあいさつを申し上げます。ほんとうにありがとうございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第一 国務大臣の報告に關する件(沿岸漁業等振興法に基づき昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度沿岸漁業等の施策について)

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。赤城農林大臣。  
〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤城宗徳君) 昭和四十六年度漁業の動向に關する年次報告及び昭和四十七年度に關して沿岸漁業等について講じようとする施策につきましてその概要を御説明申し上げます。わが国の漁業生産は、四十五年には九百三十二万トンと史上最高を記録しておりますが、国民経済の発展に伴う食生活の向上により、高度化、多様化しつつ堅調に推移している水産物の需要に十分対応するまでに至らず、水産物の価格の上昇はかなり大きくなっております。また、海洋の水産資源の一般的な状況は、必ずしも樂觀を許さないものがあります。

漁業経営体数は、近年微増してはりましたが、四十五年にはやや減少しております。これは、その大部分を占める沿岸漁業経営体数の減少と、中小規模漁業経営体数の伸びの鈍化によるものであります。また、就業者数は、近年減少傾向にあり、引き続き女子化、高齢化が進んでおります。沿岸漁業の平均漁家所得は、農家及び都市勤労者世帯の平均を上回っておりますが、世帯員一人当たりでは、都市勤労者世帯の八割程度となっております。中小漁業経営では、生産量の増加や価格の上昇等により、その収益性は、業種により差がありますが、平均では前年に比べわずかに上昇しております。

最近におけるわが国の漁業をめぐる内外の諸情勢は、公害による漁場環境の悪化、国際規制の強化、労働力事情の逼迫等きわめてきびしいものがあります。水産資源の開発等により生産の増大につとめ、水産物の安定供給を確保することにも、漁業従事者の所得の増大により生活水準の向上等をはからねばならないと考えております。次に、沿岸漁業等について講じた施策は、四十五年度及び四十六年度に關して沿岸漁業及び中小漁業について講じた施策を明らかにしたものであります。



昭和四十七年六月二日 参議院會議録第十九号

國務大臣の報告に關する件(沿岸漁業等振興法に基づき昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度沿岸漁業等の施策に  
ついて)

五七四

十一億にのぼるといわれておりますが、未確認の被害を含めれば膨大な金額になると考えられます。農林省、水産庁は公害規制について他人まかせで、独自の公害規制に立ちおくれしているのではないかと。昭和二十六年議員立法による水産資源保護法を発動すれば、従来でもかなりの規制ができたはずであろうと思ひます。本法の発動によつて、どのくらいの規制が具体的に行なわれたかを明らかにされたい。議員立法であるからといって本法を生かさないのは、私は、行政府の怠慢ではないかと、農林大臣の見解をお伺いをいたしたいと思ひます。

将来における沿岸漁業の公害源といたしまして考えられるのは、原子力発電所における温排水の影響であろうと考えられます。いわゆる熱公害であります。わが国原子力委員会の計画によると、けさの新聞にも出ておりましたが、原子力発電所は、昭和五十五年に三千三百万キロワット、六十年には六千万キロワット、六十五年には一億キロワットが見込まれております。原子力発電は、御存じのように、百万キロワットにつき毎秒七十トンの温排水を放出するわけであり、日本最大の河川は信濃川であります、毎秒四百トンの水量でありますから、一千万キロワットの集中基地におきましては、信濃川の約二本分の温排水が沿岸に流れることとなります。これが、環境と水産資源に与える影響は大きいものと言わざるを得ないと思ひます。すでに、北海道庁水産部と北海道

大学におきましては、二カ年にわたる合同調査で、温排水の拡散並びに水産資源に与える影響は、スケトウダラでは、卵や、卵からかえったばかりの稚魚——稚子やワカメ、ノリなどに与える影響があることが報告をされております。現在、福井県若狭湾に九基、福島県地区に六基、新潟県柏崎地区に入基というように、一基八十万キロワットから百二十万キロワット、六百万キロワットから一千万キロワットという原子力発電所の大型化、集中化が進められておるのであります。

そこで第一に、この温排水、熱公害に対して、国会の追及によつて、科学技術庁・原子力委員会は環境安全専門委員会、また、環境庁は温排水各庁連絡協議会を設け、おそまきながらも取り組みを始めました。しかるに、肝心の水産庁の取り組みが立ちおくれしているように思ひ、今後どう対処する考えであるか、農林大臣にこのことをお尋ねをいたしたいと思ひます。

第二に、この温排水対策は、科学技術庁、環境庁、水産庁、三省庁のもたれ合いの感じが強いのであります。どこが中心となるのか、また、各省庁間の調整をどうするのか、この点を総理から明確な答弁をお伺いをいたしたいと思ひます。

第三に、これも私はお伺いをいたしたのであります。温排水は、熱公害、熱汚染として、アメリカにおきましては環境上最大の課題となつております。アメリカの環境庁のレポートがつかない、アメリカ原子力委員会では、アメリカの原

子力発電所建設の許可がおりないと聞いております。わが国原子力委員会におきましては、これを全くすっぱりと抜きにいたしまして、大型原子炉のいわゆる集中化承認を認めておりますが、環境庁長官はこれをどう考えるかを伺いたしたのであります。きょうは環境庁長官の臨時代理の木内長官が見えておりますが、あえて言うならば、私は、科学技術庁はアクセルの推進役であり、環境庁は住民にかわつて規制するブレーキの役割りであると思ひます。アクセル役の木内長官から、大石長官の代理の発言を伺うのは、私はいかがかと思ひますが、大石長官の立場で御発言をいただきたいと思ひます。

第四に、総理にお伺いをいたしたい。それは、米国内では原子炉の安全、環境について資料の公開、公聴会の開催を行なつております。しかるに、わが国の科学技術庁並びに原子力委員会はきわめて閉鎖性、非公開性であります。たとえば、大飯原発一、二号炉はいずれも出力百七十五キロワット、世界における最大のクラスであります。この三月、私は、科学特別委員会において、私が入手した資料に基づき、大飯原発と同型同出力のアメリカの大型原子炉セコイヤーの資料が国会図書館にあることを確認し、その資料提出を要求いたしました。一カ月後、コピーが委員会に提出をされましたが、一冊六・五センチ、三冊分、さらに調べてみますと二十一冊、厚さ一メートル三〇センチに及ぶ資料が公開をされております。しかる

に、同様、大飯原発の資料を要求いたしましたところ、わずか厚さ一一センチの資料が提出されたにすぎません。これでもって原子力の平和利用三原則にいう自主・民主・公開による原則が守られていのかどうか、この点を、私は、総理にしっかりと伺いをいたしたい。

さらに、公聴会においてしかりであります。昭和三十四年三月十一日、科学特別委員会は、「大型原子炉の開発にあつては、資料の公開、公聴会の開催の手續を経て決定すべきである。」と決議をいたしております。この国会決議に基づき、参院科学特別委員会は、与野党の理事が意見一致いたしましたして、百万キロワットをこえる超大型の原子炉、一地域に九基以上も集中化という、こういう原子力開発にとつてはまさに「面期的な段階にありたり、公聴会の開催を強く要求いたしましたのであります。しかるに科学技術庁長官、原子力委員長は、「国会決議を尊重して公聴会の開催の実現に努力する」と答弁をしながら、また、「今後必要とあれば公聴会の開催を前向きで検討する」など、きわめてあいまいな答弁に本国会中終始いたしましたことは、まことに私は遺憾に感ずる次第であります。

これら資料公開の拒否、公聴会開催の拒否は、国会決議にも反するものと思ひ、総理の明確な答弁を求めたいのであります。

また、このような原子力委員会の資料非公開、公聴会開催の拒否は、原子力基本法にいう平和利

用三原則にもとるものであり、もし、これが放任されるならば、原子力発電所の燃料廃棄物は容易に核兵器に転化されることから、軍事利用、核武装への疑惑を深め、わが国の原子力平和利用、開発に重大なる支障を来たすものと考えるが、どうか。この点につきまして、総理の御見解を承りたいと思います。

最後に、私は、原子力の平和利用、開発のために、今日の大型原子炉の資料の公開、公聴会の開催はすべきであると考えますが、これについて総理の明確なる御答弁を伺って、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 辻君にお答えをいたします。

まず、水産業についての私の基本的な考え方について申し上げます。

わが国は、申すまでもなく、四面海に囲まれた島国であり、古来からたん白質資源を海洋に依存してきております。今日でも、水産業は国民の動物性たん白質消費量の半分以上を供給する重要な食料産業として、国民経済上大きな役割りを果たしております。白書も明らかにしているように、その生産は逐年増大し、四十五年には初めて九百万トンを超え、九百三十二万トンを記録しているのであります。しかしながら、最近の国民生活水準の上昇に伴い、水産物の需要は量的、質的に増大しており、これに対して生産が、なお十分に対応

していないことも事実であります。政府といたしましては、今後とも漁場、漁港等の生産基盤の整備、水産資源の維持、培養、新漁場開発等を推進して、供給の増大につとめるとともに、その流通、加工の合理化等を進め、近代的な水産業の振興につとめていく考えであります。

なお、辻君は、わが国の水産王国としての地位がゆらいできていのではないかと、また、そういうような御意見のように聞き取れたのであります。昭和四十五年をとってみても、その生産額は世界の第一位を占めているのであります。また、昭和三十九年以降六年間における世界の漁業生産量の伸びが三二%であるのに対し、日本のそれが四七%となっていることを申し上げておきたいと思っております。

物価との関係につきましても種々御注意がございました。私どもはこの点で、流通の面でさらにくふうをこらして、そうして真に国民生活に役立つようにいたしたいものと、かように考えております。

次に、辻君から沿岸漁業の将来の大きな公害として、原子力発電所の温排水の問題が提起されましたが、この問題につきましては、現在のところ、温排水の拡散の所要の調査研究を推進し、可及的すみやかに必要な対策を確立することとしております。なお、その推進にあたりましては、環境庁が中心となって、水産庁、科学技術庁、通産省等と緊密な連絡調整をはかっていくこととしてお

ります。このため、現在温排水問題に関する各省連絡会議を設置しておりますほか、近く中央公害対策審議会の水質部会に温排水分科会を設置することとしており、これらの場を活用して、効率的な調査研究及び対策の推進をはかりたいと考えております。

なお、政府といたしましては、原子力発電所の設置、運転にあたっては、安全性の確保及び環境の保全を第一義と考え、万全を期してきたところであり、さらに地域住民の理解と協力を得ることが必要であると考えております。この観点から、今後必要な場合には地元関係者の意向を聴取するための公聴会の開催等、適切な方策を検討していく考えであります。

なお、資料等が不十分だ、こういうおしかりを受けました、この点につきましては、可能な限り私ども提供し、公開の原則、これを守る考えでございます。

なお、その他の面について、あるいは予算等について、あるいは日中のエビの養殖や、あるいは日ソ間の漁業と、それぞれお尋ねがございましたが、これらの点については、それぞれ所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤城宗徳君) お尋ねの第一点、沖繩に対する漁業対策でございますが、御指摘のよう、沖繩の漁業は本土と比べまして非常に立ちお

を是正するという目標のもとに、漁港等の生産基盤の整備、系統組織の育成強化、沿岸漁業の近代化、それに試験研究体制の整備等に重点を置きまして、この格差是正という目標で十分力を尽くしていきたいと、こう思います。

それから日中漁業関係で、大正エビ等沿岸大陸との間で増養殖を推進する必要があるのではないかと御指摘でございます。そのとおりに存じます。そこで、御承知のように、ただいま中国側に――民間関係であります、日中漁業協議会が中国側に、放流を目的とした大正エビの養殖計画を申し入れておるわけでございますが、いまのところちよつと返事がございません。返事はございませんが、政府といたしましては、この計画は非常に意義のあるものと考えておりますので、助言とか指導をしていくつもりでございます。

第三の、日ソ間でサケ・マス的人工増殖事業を行なうということであるが、イシコフ漁業相が来たときに、このことで相談するのかもしれないと、ございませぬが、御指摘のよう、ことしの日ソ漁業交渉の専門家会議で、サケ・マスの人工増殖事業のことにつきまして協議ができました。これは長い間、日本の申し入れであったのでございませぬ。何としても、日ソ・サケ・マス漁業はだんだん資源が減ってくる。その資源が減ってきたらわ寄せを、日本のほうへし寄せられるという現状でございます。どうしても資源を増殖するということが先決だと思ひまして、長い間その申し入

昭和四十七年六月二日 参議院會議録第十九号

國務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度沿岸漁業等の施策について)

れをしてもらったのですが、なかなか向こうでやろうという気持ちになりませんでした。この時の専門家会議でそれを申し入れたところ、非常に快く、ひとつ人工増殖をしようじゃないかというのを承諾いたしました。極東方面、カムチャツカの方面に共同で施設をしようじゃないか、こういうことまで専門家会議で運ぶに至りましたので、ございますので、私は、今度、イシコフ漁業大臣が日本に来たときに、この問題を中心としたしまして、生産研究とか実験研究とか、それから人工ふ化、放流技術、こういうものを話し合った上で、この極東方面にそういう施設をつくるというには、日本も協力して、両国で資源の増殖をはかるという方向を話し合いたいと思います。

そのほかに、せっかくイシコフ漁業大臣が六日から日本へ来ることになってますから、その際に、多年の懸案である北方の安全操業の問題を、とくと話をしてみたい。これは、外務省のほうは、日本は外務省、外務大臣が窓口でございますが、ソ連のほうは、イシコフ漁業大臣が窓口になってるわけでありまして、そういう立場でございますから、この機会にこの問題を話してみたい。あるいは捕鯨の問題、鯨の問題なども非常に国際的にも問題になっておりますが、この問題等も話をしてみたい、こういうふうに考えております。

第三は、イカ漁業等、沿岸漁業等についてのお話がございましたが、私は、これは、漁業におい

ても農業に似たようで、だんだんとる漁業から栽培漁業といえますか、栽培していく漁業に変化しておるし、また、そうしなくちゃならぬと思えます。そこで、日本におきましても、瀬戸内海に三十七年からですか、増殖センターをつくりまして、ここで、稚魚といいますが、こういうものを育てたり、放流をしたりしておりますけれども、これを全国的に広げていきたいと思っております。四十六年から日本海、それから四十七年から日本海ほか三海域、こういうところで調査をして、漁場等の調査もしております。この結果を待って、全国的にこういう場所を養殖をするということも拡大していきたいと、こういうふうに考えております。

次に、公害に対して水産庁、農林省は非常に立ちあけておるんじゃないかと、こういうことでございますが、これにつきましては、水産資源保護法の活用はもとよりでございますが、水質汚濁防止法とか海洋汚染防止法等ができましたが、こういう公害関係諸法の厳正なる運用によりまして、工場排水とか廃棄物、廃油等の規制に万全を期して、水産資源を保護して、漁業者の経営の安定をはかりたい。そして、この点につきましてはは総理からもお話がございましたが、関係各省とも十分協議して、万全を期していくということをはかりたいと、こう思っております。

以上、私のほうの関係の御答弁を終わります。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○國務大臣(水田三喜男君) 予算についての御質問でございますが、漁業の生産性は、就業人口とか生産高という観点から見ると、おきましては、農業生産性の三倍以上高いということになっておりますが、そのうちで遠洋漁業の漁獲量が、総漁獲量の三分の一を占めているという実情でございますので、そうしますと、今後特段に力を入れなければならぬ部門は、沿岸漁業の振興ということになるかと思っております。したがって、特に漁港の整備ということを中心として資源の保護、開発、中小漁業対策というより水産関係予算は、昨年、四十六年度では五百億円でございますが、本年ではその三割増を上回る六百五十四億円の金額を計上しておりますが、御指摘のように、今後、内外環境の動向を十分に参酌しながら、この沿岸漁業の振興対策というものは十分に予算措置の強化をはかるべきものというふうに考えます。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。辻さんが御指摘になられたように、ただいま、世界の各地で漁業専管水域を拡大しようという動きがあります。特に、発展途上国にそういう傾向が多いのでありますが、海洋資源を主として、多くを依存するところのわが国といたしますと、これは非常に重大な問題であります。しかも、この発展途上国におきましては、そういう動きが、

一つのムード化しておる。そういう中におけるわが国の立場、これはだんだんと苦しい状況に追い込まれる、私はそれを非常に憂慮いたしております。そういう状態です。どういふふうにするかと、こういうことでありますが、やっぱり海洋利用の公正なるバランス、これが大事だろうと、こういうふうに思います。さような際に、来年は国連海洋法会議が開かれる。この場なんかはたいへんいい場じゃないか、そういうふうにかえまして、海洋資源の公正なるバランスの確立、新しいそういう秩序の確立、安定した秩序、そういうことを求めながら、最善を尽くしてみたいと、かように考えております。

また、安全操業の問題につきましては、ただいま農林大臣からお答えがございましたが、わが外務省といたしましても、農林省と協力をいたしまして、ただいま交渉中のこの問題が前進するようには、ことにイシコフ漁業相が来日する、いい機会でございますので、大いにこれを推進してみようかと、かように考えております。(拍手)

〔國務大臣木内四郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(木内四郎君) 辻さんからいろいろ御質問がありましたけれども、たとえば温排水の問題、原子力発電所の温排水の問題、あるいは温排水は一体どこが所管するか、こういうような問題に対する御質問がございましたが、総理から詳細なお答え願いましたので、私はあえて蛇足をつけ加えることを差し控えたいと思っております。

ところで、私がいかに、環境庁の長官が、排水の問題を自分のほうで処理しようとブレーキをかけているというように、おぼろげに思いますが、これはやっぱり私は聞き捨てにはならないと思います。私は大石長官が環境庁長官として、温排水の問題を自分のほうでもひとつ関心を持って処理しようと言われたときに、そういう私への質問がありました。私はそれは当然だ、法律の規定からいって、皆さん方、おきめになった法律の規定からいって当然だということを、即座に私はお答えしておる。少しもこれに対してブレーキをかけておるといふようなことはないので、その点、間違いないようにしていただきたい。

それからもう一つ大事なことは、私は衆議院の附帯決議、本院の附帯決議じゃないのです。衆議院において、今後大型化の場合においては、公聴会等、必要な処置を講じて、地方住民の理解と協力を得るよう努力するという御決議がありました。私はその趣旨は尊重するということをはっきり申し上げておる。ことに、それでは足らぬからというので、いろいろお話がありました。私は、さらに今後原子力発電の審査にあたりましては、大型化、集中化等の場合において必要がありと認める場合においては公聴会の開催を前向きにひとつ検討していく、そうしてその開催、私はこれは人はかわっても大体のルールをきめておくことが大事だと思ひまして、そのあり方について原子力委員会ですらういふときにひとつよろうか、それが

らどういふ方法でよろうかということを含めようということまで、私はお答えしている。私は少しもこれにブレーキをかけておるといふようなことはなかりと思ひます。ただ私はいろいろ申し上げても御理解願えないのは、私どもは衆議院の法案審議のときの附帯決議によって、原子力発電は大いに積極的に進めるといふ全会一致の、各党全会一致の御決議があつたので、私どもはそれに従つてこの貴重なエネルギー、これはエネルギーであるが、同時に危険を伴う。だから危険は防止し、そして環境に対する悪影響は排除し、またもしマイナスの面があればそれを補うことをくふうして、何とかしてこの国会の原子力発電を推進しようという御決議の御趣旨に沿うようにと努力をしておる。ところが辻さんは、

立場が全然、原子力発電に対する基本的姿勢が違ひます。私が幾ら申し上げても御理解願えないのはそこにあるのではないかと思ふのです。そのことをつけ加えて申し上げまして、私に対する質問の答えといたします。(拍手、「そんな答弁があるか」議長だめだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(河野謙三君) ただいまの木内閣務大臣の答弁の中に不穏当の点がございましたら、議長において処理いたしたいと思います。御了承いただきます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 宮崎正義君。

「宮崎正義君登壇、拍手」

○宮崎正義君 私は公明党を代表して、ただいま政府より説明のありました昭和四十六年度の漁業白書について、総理大臣並びに関係各大臣に質問をいたします。

急テンポな国際情勢の進展により、いまや各方面に新たな体制が生まれようとしております。その中で漁業の存在もその例外でないと思ふものがあります。すなわち、世界の漁業の動向に対処して、国際協調を旨としながら、同時に、国内の増大する需要にこたえるためにも、わが国の漁業の独自性を發揮して拡大発展していかなければならないと思ひますが、日本漁業の今後のあり方について総理の所見をお聞かせ願ひたい。

白書も、「漁業生産性をめぐる内外の環境は公害による漁場条件の悪化、海外沿岸諸国の権利の主張や、国際規制の強化に伴う遠洋漁場における操業の制約等、一段ときびしさを加えている」とを指摘しておられるが、白書の全体を通してみると、日本漁業の現況、そして将来の諸問題に對しては、非常に樂觀的な印象が強いのであります。昭和四十五年の漁業総生産量は、史上初の九百万トン台を記録しておりますので、数字だけをとりえらると順調に伸びているようでありますが、個々の内容を具体的に見たとき、決して順調でなく、むしろ危惧する多くの問題点があります。つまり、生産量の増加の内容は、スケトウダラやサバ等の加工用魚類であり、国民の最も必要とする

生鮮魚介類の生産量は年々停滞し、需給のアンバランスはますます拡大しております。こうした点について農林大臣の今後の所見を伺いたいと思ひます。

さらに、魚介類の消費者価格は高騰の一途をたどり、国民経済を脅かしております。その解決は、魚価の安定をはかることが急務であると思ふのであります。総理、並びに農林大臣は、生鮮水産物の価格対策及び流通対策をどのように講じようとするのか、具体的に伺ひたいのであります。

次に、白書は、生産を阻害している最大の要因は、漁場環境の変化であり、それは、年を追って沿岸漁業及び内水面漁場の環境は悪化し、その範囲も拡大しつつあり、水質汚濁による漁業被害額は百六十億八千六百万円と示されておりますが、これは昭和四十四年の各都道府県報告による被害総額であり、約三年前の統計報告にしかすぎません。現在、その被害額は約三百億円をこすともいわれており、現時点とは大きくかけ離れておることを知るべきであります。この点、農林大臣はどう考えていますか。

また、その公害の発生源別は、工場、事業場からの排水及び廃油によるものが三二%、漂流油によるもの一四%、船舶の廃油、事故等によるもの油の流出二二%、赤潮によるもの一二%、その他となつており、地域開発等を含め、工場、事業場からの被害がほぼ三分の一を占めておるといわれ

昭和四十七年六月二日 参議院會議録第十九号

ており、それぞれの発生源別ごとに、具体的な実情報告と、どのような処置をしようとするのか、総理、運輸大臣及び環境庁長官の責任ある御答弁をお願いいたします。

こうした公害による汚染事故によって、漁民の生活を一夜にして奪ったという悲しい事件が相次いで起きている。さらに、PCB旋風が全国各地に吹き荒れており、人体をはじめ母乳、魚介類等の生鮮食料品からも次々と検出されており、人類滅亡の脅威だとさえ、一部の学者が訴えております。たとえば、高知県のある漁民の体内から、最高一八・〇四PPMが検出されたことも報じられております。この例は、日本列島をめぐる沿岸の全地域が汚染されていることと知るべきではありません。なお、琵琶湖等々に及んでいる現況でもあります。農林大臣は、今国会の冒頭の所信表明で、「動物性たん白質供給業としての水産業の確立を」ではなくて「はならぬ」と言われておりますが、現実問題として、PCBという障害物に対処する施策があるのかどうか、お伺いをいたします。

また、環境庁長官は、PCB対策の具体的な解

国務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度沿岸漁業等の施策について)

決策を持っているかどうか、お伺いいたします。

これまで、水産の立場からする公害防止対策は、ほとんどなかったと言つてよい。その結果、沿岸漁業は危機に瀕することとなった。農林大臣は、この責任をどう考えられているか。日本の漁業の中で九〇%以上を占める沿岸漁業の掌握のため、あらためて水産の立場から、公害総点検を行ない、将来、沿岸漁業の開発、育成には、海洋水産資源開発促進法も勘案しつつ、努力すべきだと考えますが、大臣の所見をお伺いいたします。

それには、漁業環境に対処しつつ、漁業生産基盤を確立し、水産王国日本へと一大転換をはかるべき、水産関係に思い切った予算措置をすべきであると思つております。全国民の動物性たん白質の食生活を確保するということから、この点、総理の御見解を伺いたいと思つております。次に、遠洋漁業に関するところであります。漁業における世界の総生産量は、一九七〇年は六千九百三十万トンと、この十年間に六〇%の増加を示し、その中でも多くの発展途上国の最近の生産は目ざましく、かつ資源開発及び水産業に重点を置き、領海及び漁業専管水域の拡大設定をはかつていく傾向にあります。一九七三年、国際海洋法会議が開かれると言われておりますが、この会議に臨むわが国の基本的な態度、特に領海及び漁業専管水域を十二海里にすべきだと思つが、この点再確認のため総理にお伺いをいたします。

最後に、中国との漁業協定は、日中漁業協議会と

中国漁業協会との民間漁業協定によって維持されてきております。それも昭和四十七年六月二十二日までの暫定的協定であると聞くが、その見通しはどうなのか。もちろん、日中国交回復が先決課題であり、当然、政府間において協定されるべきであると思つが、あわせて農林大臣の御所見をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕  
○国務大臣(佐藤榮作君) 宮崎君にお答えをいたします。

先ほども社会党の辻君にお答えしたように、わが国漁業の生産量は年々増加し、国民の動物性たん白質食料の重要な供給源として、国民経済上きわめて重要な役割を果たしておるものであります。しかしながら、宮崎君も御指摘のように、近年、わが国漁業をめぐり、国際情勢は、距岸二百海里にも及ぶ広大な領海、または漁業水域の設置、あるいは沿岸国の漁業優先権の主張や国際規制の強化など、一段ときびしさを加えつつあります。このような諸情勢に対処して、わが国といたしましては、関係国と協力して資源保存に力を尽くすとともに、後進沿岸国に対する技術協力等を通じて、一その国際協調をはかりながら、外国沿岸あるいは沖合いにおけるわが国漁業の実績を確保するよう、従来以上に努力する考えであります。

さらに、今後、海洋水産資源開発センターを中心とする沖合い、遠洋の新漁場の開発を積極的に

推進し、その振興をはかつていきたいと思つております。

かくして、国民の必要とする魚価の安定をはかり、同時にまた、流通制度等についても所要の改革と改善を行なっていく、そういう考え方でございます。

次に、わが国の公害現象の多くが、経済の高度成長の過程で生じてきたものであることは、御指摘のとおりであります。そうして従来の成長によって経済力の充実を見たわが国は、公害防止をはじめ、福祉を重視した経済運営を進めることが強く要請されているのであります。政府といたしましては、今後、公害規制を一そう厳重にするとともに、公害を防止し、環境を保全するという立場から、地域構造や産業構造につきましても検討を進める考えであります。本年じゅうに、国民福祉の画期的拡充を内容とする新しい長期経済計画を策定することとしておりますが、その中でも重点的に検討してまいります。

なお、PCBによる環境汚染の問題につきましては、技術的な問題にもわたりますので、科学技術庁長官からお答えすることといたします。

次に、水産関係予算につきましては、水産資源の開発、漁業生産基盤の整備等を中心としてその充実をはかり、四十七年度一般関係予算におきましては、前年度を三割上回る予算を計上しているところであります。今後におきましても、情勢の変化に対応し得る健全な水産業の振興ということ

を念頭に置きまして、予算の面でも十分対処して  
いく考えであります。

最後に、明年に予定されている国連の第三次海  
洋法会議では、国際漁業問題が一つの重要なポイ  
ントとなり、漁業の見地からもきわめて重要な国  
際会議となると考えられます。漁業に限らず、お  
よそ、海洋はすべての国の共同利用の対象である  
以上、国際間で海の利用に関し、各国の利害の公  
正なバランスをはかっていく必要があることは言  
うまでもないところでありますが、現に、漁業を  
中心として管轄権の拡張が多くの国により行な  
れており、率直に言って、わが国として、今後と  
もわが国の利益を踏まえ、主張すべきは主張する  
とともに、できる限り、多数の国の支持に基づい  
た長続きのする公正な海洋法制度の成立を期し  
て、各国とも協力の上方対処の方針であります。

なお、領海の幅員につきましては、現在多数の  
国が採用している十二海里よりも、さらにこれを  
拡張すべしとの主張を行なっている国も一部には  
ありますが、わが国といたしましては、できる限  
り、十二海里で国際合意がまとまるよう努力する  
考えであります。

また、漁業の専管水域の問題につきましては、  
距岸二百海里までを漁業水域として、漁業資源を  
独占しようとする主張も行なわれており、このよ  
うな主張が、発展途上の諸国の間に次第に支持を  
集めつつあるような国際環境であります。わが国  
といたしましては、このような主張が各国の利害

を公正にバランスするものとはどうも認められ  
ないので、極力、このような主張が支配的となら  
ないよう努力していきたいと考えております。

以上私からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤城宗徳君) 第一番目の御質問は、  
生鮮魚介類の需要と供給のアンバランスの打開策  
はどうかということでございます。需要と供給の  
バランスがとれていないということは、需要に対  
して供給が足りないということでございます。そこ  
で、漁業といたしましては、大きな方針として  
は、新漁場の開発と、それからいままでのとる漁  
業から栽培漁業に転換して、供給をふやすという  
ことでございますが、その具体策はどうかという  
ことでございますが、これは、昨年十月に策定、  
公表いたしました海洋水産資源開発の基本方針と  
いうものがござります。それに即しまして、一つ  
は、水産動植物の増殖または養殖の計画的な推進  
をはかる。それで、新漁場の開発等によりまし  
て、水産資源の維持増大をはかるということが第  
一と考えております。二番目におきましては、漁  
港等の生産基盤の整備が非常におくれております  
が、これを急速に進めていきたい。三番目には、  
沿岸漁業構造改善事業の推進等によりまして、沿  
岸中小漁業の近代化等の諸施策を総合的に推進す  
ることによりまして、国内生産の増大につとめ、  
なお、需給のアンバランスについては、輸入の活  
用をはかるということも必要な問題になっており

ますけれども、生鮮魚介類の需給のアンバランス  
の打開を、いま申し上げたような方法によって打  
開策を講じていきたい、こう思います。

第二番目には、価格対策。生鮮水産物が非常に  
上がったおるのじゃないか。それに対して、価格  
対策をどういうふうに考えておるかということ  
でございますが、これは従来も行なっております  
が、生産対策の強化をはかりまして、産地市場  
あるいは消費地市場等の整備や冷凍魚の調整、保  
管、こういうことによりまして、価格高騰時の放  
出等を行ないまして、総合的に食料品の価格対策  
の一環としてやっていくほか、小売りのほうもご  
ざいますので、食品の小売りセンターの設置等  
の、小売り段階の改善等も考えまして、価格対策、  
流通対策を講じていく、これを一そう強化する、  
充実していくということをお願いいたします。

第三に、白書には全国の被害総額百六十億八千  
六百万円と発表しているが、これはずっと前の被  
害で、もっと多いんじゃないか。確かにそのとお  
りに思います。四十五年度までの調査結果の数値  
でありますので、四十六年度分につきましては現  
在取りまとめ中ではありますが、近年におきます  
産業経済と人口の都市集中に伴いまして、被害  
額もこの白書で申し上げたよりもずっと多くなっ  
ているということをお知らせいたします。  
それからPCB汚染に対する具体的対策はどう  
だということでございますが、これは環境庁が中  
心になりまして、PCB汚染対策推進会議におき

まして、各種問題につきまして総合的に検討して  
いるところではありますが、農林省といたしまして  
も、水産物のPCB汚染の実態調査を進めており  
まして、暫定基準が定められた場合には、消費者  
の食生活の安全をいかにして確保するか、漁業者  
が影響を受けることとなる場合に、その影響の緩  
和をいかにしてはかるか、汚染された漁場の復旧  
をどういうふうにするかと、こういう問題につき  
まして鋭意検討を続けておる次第でございます  
が、根本的には環境庁長官からのお答えがある  
と思っております。

こういふことで、公害防止につきましての責任  
を問われておるわけでございますが、漁場の環境  
調査につきましては、四十三年度以降実施してき  
ておりますが、今後とも、水産公害についての実  
態把握につとめるとともに、公害関係諸法の厳正  
な運用をはかりまして、漁場の悪化を防ぐことも  
に、漁場の回復といえますか、復旧、こういうこ  
とにつきまして十分力を尽くしていきたいと思  
います。

最後に、中国との漁業協定問題。政府間協定に  
したかどうかという問題でございますが、御指摘  
のように、中国との漁業協定は、昭和三十年に、  
日本側の日中漁業協議会と中国側の中国漁業協会  
との間で日中漁業協会が締結されまして、その後  
一時中断したこともありましたが、この協定を基礎  
といたしまして数回延長が行なわれております。  
現在では、昭和四十五年に改定された協定が、今

昭和四十七年六月二日 参議院会議録第十九号

年の四十七年の六月二十二日に満了となります。

そこで、協定の改定につきまして申し入れをしておいたのですが、最近、さらに一年延長する、こういう通報が中国側から伝えられております。これに対しまして、協議会としては、まき網漁業に関しまして、一部内容の変更のための協議を申し入れているという現状でございます。これを政府間協定とすべきではないかと、こういう御意見も方々で聞きます。しかし、この問題は、いま問題になっております今後の日中間の国交回復という全般的な観点に立ちまして解決さるべき問題であると考えておるので、いまのところ、この継続をしていくというところで対処していきたい、こう思います。(拍手)

〔国務大臣丹羽喬四郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 船舶等の施設から海洋に油の流出いたしますことは、御質問にございましたとおり、漁業に重要な被害を与えるばかりでございます。一般の海洋自然環境の破壊というゆゆしき事態を招来せしめるものでございまして、その防止、除去には、政府といたしましては、全力この対策に努力をしておりますところでございまして、御承知のように、この二十五日から海洋汚染防止法が施行されて、全面的に規制が強化されました。船舶からの油の排出につきまして強力な規制が行なわれますので、一そう取り締まり体制を強化いたしまして、これらにつきましての万全の策を講じたいと思つて次第でござい

国務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度沿岸漁業等の施策について)

ます。

また、御指摘がございました、衝突その他によりまして、先般ございましたようなジュリアナ号事件のごとき、ああいったような惨事が起こりました場合、この未然防止のために、ただいま参議院におきまして、せつかく海上交通安全法の御審議を願つておる次第でございますが、そういったような事故防止のための万全の策を講じますとともに、万が一そういうことが起こりました場合におきましては、これらの対策に対しまして、関係機関が常時連絡をするという、そういったような組織を強化しますとともに、オイルフェンス、その他の防衛施設、その他薬品の研究、開発等もただいま鋭意進めている次第でございますが、実際の問題といたしまして、万が一そういうことが起こりました場合におきましても、漁業者の皆さまに御迷惑をかけないよう、あるいはPI保険の加入をはじめといたしまして、TOWALOPとか、あるいはCRISTAL、そういったような保険のほうにつきましても十分注意をしておりますので、万一のときに備えるというような体制をとつておる次第でございます。

また今日、お話がございました。そういったような原因不明の問題につきましても、先般の御決議がございましたので、鋭意たいま研究をいたしまして、それらの損害に対処するところの補償体制を樹立しようというので、せつかく努力している次第でございますので、御了解をお願い申し上げます。

げたいと思つ次第でございます。(拍手)

〔国務大臣木内四郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(木内四郎君) 宮崎さんにお答えいたします。

漁業白書によりますという、昭和四十五年度の水質汚濁等による突発的な水産被害を、発生原因別に見ますという、工場、事業場の排水及び廃油によるものは三二%を占めておる。この大きな割合を占めておることはお話しのとおりであります。このため、環境庁といたしましては、今後このような被害が発生しないように、水質汚濁防止法を厳正に運用いたしまして、水産資源の保護等に万全を期してまいりたいと思つてござい

また、赤潮による漁業被害の増大についてもお話がございましたが、その増大の傾向に対処するため、環境庁といたしましては、科学技術庁、水産庁と共同いたしまして、赤潮発生メカニズムの究明、また、防除抑制技術の開発研究を進めるとともに、あわせて、上乘せ排水基準の設定の促進、尿尿投棄の制限等、赤潮発生要因の除去につきまして諸対策を総合的に推進しておるところでございます。

の調査研究を進めてまいつておるのでござい

ます。しかしながら、御案内のように、PCBにつきましましては、その汚染の実態把握、また人体影響の解明、あるいは分析方法の技術開発等の各方面にわたりました困難を伴つておりますために、今後とも引き続き、これらの調査研究を強力に推進しなければならぬと考えておるのでござい

ます。しからは、今後の新たな対策はどうかと、こういうお話ですが、まず、PCB及びPCCB使用製品の回収対策につきまして各界の専門家からなる委員会を設けて検討して、抜本的な回収処理体制の確立をはかりたいと思つておるのでござい

ます。また、その次には、環境汚染防止対策としては、六月末を目標といたしまして、暫定的な排水指導方針を作成することといたしております。また、健康影響対策といたしましては、六月末を目標に食品別のPCBの暫定的な安全基準を作成するとともに、母乳汚染の実態調査、労働者の健康診断等を実施することといたしております。その次には、PCB以外についても新規PCB代替品の安全性チェック等の処置を講ずることといたしております。これらの対策を総合的にかつ有機的に推進するために、四月二十七日の事務次官等の会議申し合わせによりまして、各省庁の関係局長により構成

するPCB汚染対策推進会議を設置いたしましたし、これらの対策の実施の推進に全力をあげておるところでございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

日程第三 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長八木一郎君。

審査報告書

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年六月一日

外務委員長 八木 一郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、わが国とビルマとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続き及び条件を規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれの業務を行なうことができる路線を定めたものである。

この協定の締結により、両国の航空企業は、安定した法的基礎の上に相互に乗り入れを行なうことができることとなるのみならず、両国間の友好関係も一層促進されることが期待されるので、妥当な措置と認められた。

一、費用 別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年五月十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定

日本国政府及びビルマ連邦政府は、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、また、

両国の領域の間の及びそれらの領域をこえての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望するので、

次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約をいい、同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行なわれる附属書又は同条約の改正であつて、両締約国によつて受諾されているものを含む。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ビルマ

連邦にあつては運輸通信省管下の民間航空局又は運輸通信省が現在遂行している任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のため指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 国に關して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f) 「附属書」とは、この協定の附属書又は第十四条の規定による改正後の附属書をいう。

2 附属書は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含む。

第二条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が附属書に定める路線(以下「特定路線」という。)における国際航空業務(以下「協定業務」という。)を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に

昭和四十七年六月二日 参議院會議録第十九号

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件外一件

五八二

定める権利を許す。

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

(c) 国際運輸の対象である旅客、貨物又は郵便物の積卸し及び積み込みのため、当該特定路線について附属書に定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第三条

1 各締約国は、特定路線における協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一の航空企業を文書によつて指定する権利を有する。

2 他方の締約国は、指定の通告書を受領したときは、3及び4の規定が適用される場合を除くほか、指定された航空企業に対し適当な運営許可を遅滞なく与える。

3 一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の指定した航空企業が当該航空当局により国際航空業務の運営について通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

4 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業又は他方の締約国の指定航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、その航空企業に対し2の運営許可を与えず若しくは取り消し、又はその航空企業による前条2に定める特権の行使につき必要と認め

条件を課する権利を有する。

5 1及び2の規定に従つて指定されかつ許可を与えられた航空企業は、第九条の規定に従つて定められる運賃が協定業務に関して実施されていることを条件として、協定業務の運営を開始することができる。

6 前条2に定める特権を許す一方の締約国の法令を他方の締約国の指定航空企業が遵守しなかつた場合又は当該航空企業がこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該一方の締約国は、当該航空企業によるそれらの特権の行使を停止し、又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認められる条件を課する権利を有する。もつとも、この権利は、即時に特権の行使を停止し又は即時にその行使につき条件を課することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

7 前記の協議は、いずれか一方の締約国が要請した日から六十日の期間内に開始する。

8 一方の締約国がこの条の規定に基づき措置をとつた場合において、第十三条の規定に基づく他方の締約国の権利は、害されない。

第四条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国の航空企業又は国際航空業務に従事する当該一方の締約国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第五条

1 一方の締約国の指定航空企業の航空機であつて他方の締約国の領域へ飛行し、その領域から

飛行し又はその領域を横断して飛行するものは、当該他方の締約国の税関の規制に従うことを条件として、暫定的に関税の免除を認められる。一方の締約国の指定航空企業の航空機が他方の締約国の領域への到着の際に積載しつてお

り、かつ、その領域からの出発の際にも積載している燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、関税、検査手数料又はそれらに類する困苦しくは地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。その免除は、取り卸された量又は物品については適用しない。ただし、それらの量又は物品を税関の監視の下に置くことを要求する当該他方の締約国の税関の規制に従う場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に取り付けるため又はその航空機で使用するため他方の締約国の領域に輸入される予備部品及び装備品は、それらの物品を税関の監視及び管理の下に置くことを定める当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税の免除を認められる。

第六条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第七条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営にあつては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとす

第八条

1 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関連を有しななければならない。

第九条

2 指定航空企業が提供する協定業務は、その航空企業を指定した締約国の領域から発し又はその領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に對する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。その航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力は次の事項に関連すべきであるという一般原則に従つて行なう。

空企業を指定した締約国の領域から発し又はその領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に對する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。その航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力は次の事項に関連すべきであるという一般原則に従つて行なう。

(a) その航空企業を指定した締約国の領域への及びその領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が經由する地域の地方的及び地域的業務を考慮したうえでのその地域の運輸需要

第九条

1 協定業務に対する運賃は、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）、特定路線のいずれかの区間又は全体についての他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従つて定める。

(a) 1の運賃及びこれに関連して使用される代理店手数料率は、可能なときは、各特定路線及びその区間について関係指定航空企業の間で合意する。それらの運賃及び代理店手数料率の決定に際しては、可能なときは、国際航空運送協会の運賃決定方式を利用することができる。合意された運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けるものとする。

(b) 関係指定航空企業が運賃について(a)の合意をすることができなかつた場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が申請に係る運賃について(a)の認可をしなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意に達するように努める。

(b)の合意が成立しなかつた場合には、紛争は、第十三条の規定に従つて解決する。

(d) 新たな運賃は、それについていづれか一方の締約国の航空当局が満足しないときは、第十三条の規定が適用される場合を除くは、実施されない。この条の規定に従い運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用される。

第十条

一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業に対し、その航空企業が協定業務の運営に関連して当該一方の締約国の領域内で得た収入のうち支出をこえる部分を、当該一方の締約国の関係法令に従い、送金の時の公の市場における為替相場によりアメリカ合衆国ドルで送金する権利を与える。

第十一条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつた場合には、当該一方の締約国の指定航空企業が当該他方の締約国の領域への及びその領域からの協定業務において運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常その指定航空企業が公表のため作成して自国の航空当局に提出するものを、当該他方の締約国の航空当局に提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により両締約国の航空当局の間で討議する。

第十二条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十三条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国間の交渉によりその紛争を解決するよりに努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、その紛争は、いづれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこのようにして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員（いづれかの締約国の国民でもない者に限る。）との三人の仲裁委員から成る仲裁裁判所に決定のため付託する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定するものとし、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意する。いづれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつた場合又は第三の仲裁委員につきその後の六十日の期間内に合意が得られなかつた場合には、いづれかの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、それらの仲裁委員の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行なわれた決定に従うことを約束する。

第十四条

いづれかの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。その協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。改正が附属書についてのみ行なわれる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行なう。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附属書について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第十六条

いづれかの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、その通告が両締約国の間の合意によりその一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十七条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十八条

この協定は、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

第十九条

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十二年二月一日にラングリンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
鈴木孝

ビルマ連邦政府のために  
ター・ジョー

附属書

1 ビルマ連邦の指定航空企業が両方向に運営する路線

ビルマ内の地点—バンコック及び(又は)チェンマイ—クアラ・ランプール及び(又は)シンガポール—ラオス内の一地点、カンボ

ディア内の二地点及び(又は)サイゴン—香港及び(又は)マニラ—那覇(沖縄)—大阪又は東京のうち後日定める一地点

ビルマ連邦の指定航空企業が提供する協定業務は、ビルマ連邦の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いづれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

2 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—香港及び(又は)マニラ—サイゴン、カンボディア内の二地点及び(又は)ラオス内の一地点—シンガポール、クアラ・ランプール及び(又は)ペナン—バンコック—ラングリン

日本国の指定航空企業が提供する協定業務は、日本国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いづれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

審査報告書

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年六月一日

外務委員長 八木 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、わが国とメキシコとの間の定期航空業務を開業することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続及び条件を規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれの業務

昭和四十七年六月一日

外務委員長 八木 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

この協定は、わが国とメキシコとの間の定期航空業務を開業することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続及び条件を規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれの業務

昭和四十七年六月一日

外務委員長 八木 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

この協定は、わが国とメキシコとの間の定期航空業務を開業することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続及び条件を規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれの業務

昭和四十七年六月一日

外務委員長 八木 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

この協定は、わが国とメキシコとの間の定期航空業務を開業することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続及び条件を規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれの業務

昭和四十七年六月一日

外務委員長 八木 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

この協定は、わが国とメキシコとの間の定期航空業務を開業することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続及び条件を規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれの業務

昭和四十七年六月一日

外務委員長 八木 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

この協定は、わが国とメキシコとの間の定期航空業務を開業することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続及び条件を規定するとともに、両国の航空企業がそれぞれの業務

昭和四十七年六月一日

外務委員長 八木 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

昭和四十七年六月二日 参議院會議録第十九号

を行なうことができる路線を定めたものである。この協定の締結により、両国の航空企業は、安定した法的基礎の上に相互に乗り入れを行なうことができることになるのみならず、両国間の友好関係も一層促進されることが期待されるので、妥当な措置と認められた。

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により交付する。

昭和四十七年五月十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め。

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びメキシコ合衆国政府は、航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望するので、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

この協定の適用上、文脈により別に解釈される

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件外一件

場合を除くほか、

(a) 「協定」とは、この協定及びこれに附属する路線表をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、メキシコ合衆国にあつては通信運輸省又は同省が現在遂行している任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、一方の締約国が、前三条の規定に従い、他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のため指定した航空企業をいう。

(d) 「領域」、「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約第二条及び第九十六条にそれぞれ定められる意味を有する。

(e) 「特定路線」とは、路線表に定める路線をいう。

第二条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が特定路線における国際航空業務(以下「協定業務」といふ)を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許す。

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有する。

- (a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権
(c) 国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積込みのため、路線表に定め

る他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条1の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行なわれた後でなければならぬ。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について航空企業を指定すること。
(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えらること。その締約国は、2の規定及び次条1の規定に従うことを条件として、遅滞なくその運営許可を与えなければならない。

2 いずれの一方の締約国の指定航空企業も、他方の締約国の航空当局により国際航空業務の運営について通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨をその航空当局に立証することを要する。

第四条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業の所有の主たる部分及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、その航空企業に対し第二条2に定める特権を許さず又は取り消す権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1にいう特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業によるそれらの特権の行使を停止し、又は当該航空

企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を留保する。

第五条

1 一方の締約国の法令であつて国際航空に従事する航空機の当該一方の締約国の領域への入国若しくはその領域からの出国又はその領域内にある間の運航及び航行に関するものは、他方の締約国の指定航空企業の航空機について適用されるものとし、当該一方の締約国の領域への入国若しくはその領域からの出国にあたり又はその領域内にある間、当該航空機によつて遵守されなければならない。

2 一方の締約国の法令であつて旅客、乗組員、貨物又は郵便物の当該一方の締約国の領域への入国又はその領域からの出国に関するもの、たとえば、入国、出国、移住、旅券、税関及び検査に関する規制は、その領域への入国若しくはその領域からの出国にあたり又はその領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機で運送される旅客、乗組員、貨物若しくは郵便物により又はそれらのために遵守されなければならない。

3 一方の締約国によつて発給され又は有効と認められた航空証明書、技能証明書及び免状で効力を有しているものは、それらの証明書又は免状が発給され又は有効と認められた際の要件が国際民間航空条約に従つて設定される最低標準と同等又はそれ以上のものである限り、他方の締約国によつても協定業務の運営上有効なものと認められる。もつとも、各締約国は、自国の領域の上空の飛行に関しては、自国民が他の国から与えられた技能証明書及び免状を認めるところを拒否する権利を留保する。

第六条

各締約国は、その管理の下にある空港その他の施設の使用につき、他方の締約国の指定航空企業の航空機に対して公正かつ合理的な料金を課し又は課することを認めることができる。その料金

は、同様の国際航空業務に従事する自国の航空機が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第七条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、検査手数料及びこれらに類する金又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務に使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、検査手数料及びこれらに類する金又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、検査手数料及びこれらに類する金又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営にあつては、他方の締約国の航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国

の航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関連を有しなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、両締約国間の運輸に対する需要及び当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又はその領域へ向かう運輸に対する需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。

3 地方的及び地域の業務の発展は、各締約国の主要な関心事である。したがつて、必要があるときは、地方的及び地域の業務における各締約国の利益が害されないようにするため、この条に規定する基準が指定航空企業によつて遵守されるような方法を研究する目的をもつて、両締約国の航空当局の間で協議を行なう。

第十一条

1 各締約国の指定航空企業が他方の締約国の領域へ又はその領域からの運送について徴収する運賃は、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(たとへば、速力及び設備の程度)、他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、可能なときは、両締約国の指定航空企業の間で合意するものとし、その合意は、可能な限り、国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行なう。

3 指定航空企業は、運賃及びその基礎となる条件につき、その適用を開始しようとする日の少なくとも四十五日前に両締約国の航空当局の認可を申請する。この四十五日の期間は、特別の場合には、航空当局の間の合意を条件として、短縮することができる。

4 指定航空企業が運賃について合意することができなかつた場合、運賃が他のなんらかの理由で2の規定に従つて決定されなかつた場合又は

3の期間の最初の十五日以内に一方の締約国が2の規定に従つて合意された運賃について自国の航空当局が満足しない旨を他方の締約国に通告した場合には、両締約国の航空当局は、合意によつて運賃を決定するよう努める。

4 4の合意が成立しなかつた場合には、紛争は、第十三条の規定に従つて解決する。

5 運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が認可しない場合には、実施されない。この条の規定に従つて定められた運賃は、新たな運賃がこの条の規定に従つて定められるまで引き続き実施される。

第十二条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的には協議することは、両締約国の意図するところである。

第十三条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国間の交渉によりその紛争を解決するよう努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこのようにして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員(いずれの締約国の国民でもない者に限る。)との三人の仲裁委員から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。

3 各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定するものとし、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意する。

4 いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつた場合又は第三の仲裁委員につきその後の六十日の期間内に合意

が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、それらの仲裁委員の任命を要請することができる。

5 両締約国は、この条の規定に基づいて行なわれた決定に従うことを約束する。仲裁裁判所は、仲裁手続に要する費用の割当てを決定する。

第十四条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。その協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定(路線表を除く)の規定について行なわれる場合には、その改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が路線表についてののみ行なわれる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行なう。両締約国の航空当局が新たな又は修正された路線表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第十六条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後六箇月で終了する。ただし、その通告が両締約国の間の合意によりその六箇月の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受

昭和四十七年六月二日 参議院會議録第十九号

領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十七条

この協定は、前条の規定が適用される場合を除くほか、効力発生の日から三年間効力を有するものとし、一方の締約国が他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を三年の各期間の満了の六箇月前に通告しない限り、さらに三年ずつその有効期間が延長される。

第十八条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十九条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十二年三月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

福田赳夫

メキシコ合衆国政府のために

エミリオ・O・ラバサ

路線表

1 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—ヴァンクラーヴァー—ホルル—連邦区メキシコ—シテイ—ボゴタ又は後日合意する一地点のいずれか一方—サン・パウロ及び(又は)リオ・デ・ジャネイロ

注 日本国の指定航空企業は、中間地点

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めたの件外一件 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

と連邦区メキシコ—シテイとの間及び連邦区メキシコ—シテイと以遠の地点との間のいずれれにおいても、両方向とも運輸権を行使しない。

2 メキシコ合衆国の指定航空企業が両方向に運営する路線

メキシコ内の地点—ホルル—ヴァンクラーヴァー—東京—東アジア、インド及びオセアニアにおける後日定める以遠の三地点

注 メキシコ合衆国の指定航空企業は、中間地点と東京との間及び東京と以遠の地点との間のいずれれにおいても、両方向とも運輸権を行使しない。

3 いずれの締約国の指定航空企業が提供する協定業務も、その締約国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

〔八木一郎君登壇、拍手〕

○八木一郎君 たいま議題となりました航空協定二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

このうち、ビルマとの協定は、ビルマが近い将来に国営航空企業による中南米路線開設の一端としてメキシコ乗り入れを希望しておりましたため、それぞれ交渉を行なった結果署名されたものでありまして、いずれも、わが国と相手国との間の定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件を規定するとともに、わが国及び相手国の航空企業の運営路線を定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。昨日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両件を一括して採決いたします。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長大森久司君。

審査報告書

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年六月一日

商工委員長 大森 久司

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における繊維工業の経済的諸条件の著しい変化にかんがみ、特定紡績業及び特定織布業の構造改善を促進するための措置を、さらに二年間延長するとともに、繊維工業構造改善事業協会に振興基金を設け、繊維関係団体等が行なう繊維製品の需要の動向に即応するための事業に必要な資金の助成金の交付等を行なおうとするもの等であつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

特定繊維工業構造 五八六

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十七年度一般会計予算に、繊維工業構造改善対策費四億三千三百五十六万二千円、繊維工業構造改善事業協会出資金十九億円、中小企業振興事業団出資金百億六千万円(繊維対策分)が計上されている。

附帯決議

わが国繊維産業が、最近における内外の厳しい経済環境に対処しつつ、安定した成長を遂げて行くためには、今後二年間の構造改善事業において、その体質を抜本的に改変する必要がある。よつて政府は、本法施行にあたり、今後あるべき繊維産業のビジョンを早急に確立し、従来より一層強力な諸施策を集中的に講ずるとともに、次の諸事項についても検討を加え、速やかに遺漏なき措置を講ずべきである。

一、織布業の構造改善の実効を期すため、無籍織機の実態を明らかにするとともに、これが登録・廃棄・消滅等については適切な処理を行なうこと。

一、やむなく転・廃業する中小業者に対しては、転換先産業の指導及び離職者対策について十分の措置を講ずること。

一、振興基金は、繊維産業全体の発展に寄与するより効率的に運用すること。

一、振興基金へ拠出する出せん金については、税法上これを必要経費、又は、損金算入する措置を講ずること。

一、一九七三年九月末の国際綿製品長期取極の期限切れを機に、化合織・毛を含む全繊維を対象とする多国間協定に切替えようとの動きがあるが、これを回避するよう努めること。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年五月十九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第二章 特定紡績業の構造改善(第三

章 第三節 特定織布業等の構造改善(第三十六条―第二十条)を「第二章 特定繊維工業の構造改善(第三章―第二十条)に、「第四章」を第三章に、「第五章」を第四章に、「第六章」を第五章に改める。

第一条中「近代化及び」の下に「これに伴う設備の処理並びに」を加え、「過剰設備の計画的な処理」を削る。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

「第二章 特定紡績業の構造改善」を「第二章 特定繊維工業の構造改善」に改める。

第三条第二項第一号中昭和四十六年度を「昭和四十八年度」に改め、「特定精紡機の錠の数」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第四条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第五条第二項中「第三条第四項」を「第三条第三項」に改める。

第六条から第十五条までを次のように改める。

昭和四十七年六月二日 参議院会議録第十九号

第六条から第十五条まで 削除

「第三章 特定織布業等の構造改善」を削る。

第十八条第一項中「政府は」の下に「特定紡績業実施計画で定める設備の近代化及び生産若しくは経営の規模の適正化に必要な資金並びに」を加え、「若しくは特定染色業構造改善事業」を「及び特定染色業構造改善事業」に改め、同条第二項中「特定織布業、メリヤス製造業又は特定染色業」を「特定繊維工業」に改める。

第二十条中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十

二年法律第二十六号)を加える。

「第四章 繊維工業構造改善事業協会」を「第三章 繊維工業構造改善事業協会」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(目的)

第二十一条 繊維工業構造改善事業協会(以下「協会」といふ)は、特定繊維工業における設備の近代化及びこれに伴う設備の処理並びに生産又は経営の規模の適正化の促進その他の特定繊維工業の構造改善に関する業務(特定繊維工業以外の繊維工業における商品開発等の促進に関する業務を含む)を行なうことを目的とする。

第二十四条第二項中「政府は」の下に「第四十二

条第一項の信用基金又は第四十二条の第二項の振興基金にあてるため」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、それぞれの基金にあてるべき金額を示すものとする。

第三十一条第二項中「二十人」を「二十五人」に改め、同条第三項中「特定繊維工業」を「繊維工業」に改める。

第四十条第一項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「特定織布業構造改善事業」を「特定紡績業に属する事業に係る設備の近代化、生産若しくは経営の規模の適正化その他の構造改善に関する事業、特定織布業構造改善事業」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同号の次に次の一号を加え

る。

四 新商品又は新技術の開発、海外における繊維製品の需要の動向の調査その他の繊維製品の需要の動向に即応するための事業に必要な資金にあてるための助成金の交付

第四十条第一項中第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同条第二項中「前項第九号」を「前項第七号」に改める。

第四十一条第二項中「第六号」を「第四号」に改める。

第四十二条第一項中「第四十条第一項第四号」を「第四十条第一項第一号」に、「又は第二項の規定により」を「の規定により」出資された金額及び同条第二項の規定により信用基金にあてるべきものとしてに改め、「条件として」の下に「特定紡績事業者若しくはその組織する団体」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(振興基金)

第四十二条の二 協会は、第四十条第一項第四号に規定する助成金の交付及びこれに附帯する業務に関する振興基金を設け、第二十四条第二項の規定により振興基金にあてるべきものとして出資された金額と第四十条第一項第四号に掲げる業務に要する費用にあてることを条件として前条第一項に規定する者その他繊維工業に属する事業を営む者又はその組織する団体から出せられた金額の合計額に相当する金額をもつてこれにあてるものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の振興基金に準用する。

第四十三条中「第四十条第一項第二号及び第六号」を「第四十条第一項第三号」に、「並びに」を「及び」に改める。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十四条から第四十七条まで 削除

「第五章 雑則」を「第四章 雑則」に改める。

第六十条を次のように改める。

第六十条 削除

第六十一条の見出し中「不服申立て」を「異議申立て」に改め、同条第一項中「審査請求又は」及び「審査請求人又は」を削り、同条第三項中「審査請求人又は」を削る。

「第六章 罰則」を「第五章 罰則」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十五条中「前二条」を「第六十三条」に、「各本条」を「同条」に改める。

附則第二条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

(協会の業務に関する措置)

第二条の二 前条の規定に基づきこの法律が廃止される場合においては、政府は、第四十条第一項第四号に規定する業務及びこれに附帯する業務が昭和五十七年六月三十日まで行なわれるより必要な措置を講ずるものとする。

別表第一号中「又はポット精紡機」を「ポット精紡機又はオープン・エンド精紡機」に改める。

第六十条 削除

第六十一条の見出し中「不服申立て」を「異議申立て」に改め、同条第一項中「審査請求又は」及び「審査請求人又は」を削り、同条第三項中「審査請求人又は」を削る。

「第六章 罰則」を「第五章 罰則」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十五条中「前二条」を「第六十三条」に、「各本条」を「同条」に改める。

附則第二条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

(協会の業務に関する措置)

第二条の二 前条の規定に基づきこの法律が廃止される場合においては、政府は、第四十条第一項第四号に規定する業務及びこれに附帯する業務が昭和五十七年六月三十日まで行なわれるより必要な措置を講ずるものとする。

別表第一号中「又はポット精紡機」を「ポット精紡機又はオープン・エンド精紡機」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。(経過規定)

2 繊維工業構造改善事業協会(以下「協会」といふ)は、改正後の特定繊維工業構造改善臨時措置法(以下「法」といふ)第四十条第一項に規定する業務のほか、改正前の法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定により特定紡績事業者が納付すべき納付金の徴収の業務を行なうことができる。この場合において、改正後の法第六十六条の規定の適用については、同条第三号中「第四十条第一項」とあるのは、「第四十条第一項及び特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第号)附則第二項前段」とする。

3 前項に規定する納付金に係る滞納処分については、なお従前の例による。

五八七

昭和四十七年六月二日 参議院會議録第十九号

4 この法律の施行前にした協会の処分及び前項の規定により協会が従前の例によりした滞納処分についての審査請求については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(納付金の残余の寄附等)

6 協会は、協会が徴収した納付金について、協会が行なつた特定紡績機の買取り及び廃棄の業務に必要な費用にあて、なお残余を生じたときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを特定紡績機の構造改善に資する事業のために寄附し、又は納付金を納付した特定紡績事業者に対し、その納付した納付金の額に応じて分配するものとする。

7 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、織維工業審議会の意見をきかなければならない。  
(地方税法の一部改正)

8 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第四項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に、「昭和四十七年六月三十日」を「昭和四十九年六月三十日」に改める。

〔大森久司君登壇、拍手〕

○大森久司君 たいま議題となりました法律案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和四十二年から五年間にわたって実施してまいりました紡績業と織布業の構造改善事業の計画期間を四十九年六月三十日まで二年間延長するとともに、織維工業構造改善事業協会に振興基金を設置し、織維関係団体等が行なう織維製品の需要動向に即応するための事業に対し、助成金の交付を行なうとするもの等でありま

す。委員会におきましては、織維産業を取り巻く国

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案 労働安全衛生法案

際環境、今後の織維産業のビジョン、無籍織機を取り締まり対策等について質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し附帯決議を付しました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河野謙三君) 過半数と認められます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 労働安全衛生法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長中村英男君。

審査報告書  
労働安全衛生法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和四十七年六月一日

社会労働委員長 中村 英男  
参議院議長 河野 謙三殿

要領書  
一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における労働災害の動向等に即応し労働者の安全と健康を確保し、さらに快適な作業環境を形成するため、安全衛生管理体制の整備、危害防止基準の明確化、機械等及び有害物に関する規制の強化、安全衛生教育の拡充、健康管理の充実、望ましい作業環境の標準の公表等を行なうものであつて妥当な措置と認める。また、衆議院において、労働者の安全

と健康確保について、事業者の責務の明確化等について修正が行なわれた。  
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議  
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について特段に配慮すべきである。

一、本法の施行に当たつては、労働条件を総合的に確保することを目的とする労働基準法と一体的に運用すること。  
二、本法の制定を契機として、労働安全衛生に関する国際労働条約の批准を進めること。

三、本法制定の効果を確認するため、事業者、労働者その他の関係者に対して法令の内容特に危険有害業務についての具体的な防護措置の周知徹底に努めること。

四、本法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官の増員等労働安全衛生を担当する行政体制の充実と努めるとともに、労働基準審議会の運用の充実、防災防止指導員の活用等を進め、労働災害の防止に即応できる態勢を確立するよう努力すること。

五、本法の円滑な施行を確保するため、産業医学、安全工学その他の労働災害防止に関連する諸科学の開発振興を図るとともに、その成果の普及に努めること。

六、一般の健康診断については、その実施をすべての事業に徹底させるとともに可能な限り労働時間内に実施するよう指導に努めること。  
右決議する。

労働安全衛生法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和四十七年四月二十五日

五八八

衆議院議長 船田 中  
参議院議長 河野 謙三殿

労働安全衛生法案  
労働安全衛生法  
(小字及び一は衆議院修正)

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 労働災害防止計画(第六条―第九条)
- 第三章 安全衛生管理体制(第十条―第十九条)
- 第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置(第二十―第三十六条)
- 第五章 機械等及び有害物に関する規制
  - 第一節 機械等に関する規制(第三十七条―第五十四条)
  - 第二節 有害物に関する規制(第五十五条―第五十八条)
- 第六章 労働者の就業に当たつての措置(第五十九―第六十三条)
- 第七章 健康管理(第六十四条―第七十一条)
- 第八章 免許等(第七十二条―第七十七条)
- 第九章 安全衛生改善計画等
  - 第一節 安全衛生改善計画(第七十八条―第八十条)
  - 第二節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント(第八十一条―第八十七条)
  - 第十章 監督等(第八十八条―第一百条)
  - 第十一章 雑則(第一百一条―第一百五十五条)
  - 第十二章 罰則(第一百六条―第二百二十二条)
- 附則
- 第一章 総則

第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)と相まつて、労働災害の防止

のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に關する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保することにも、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働災害 労働者の就業に係る建築物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動によつて、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。
- 三 事業者 事業を行なう者で、労働者を使用するものをいう。

第三条 事業者は、単に労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、**進んで**快適な作業環境の実現のために創意工夫をこらさずとも、労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、国が実施する労働災害の防止に關する施策に協力するようにならなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建築物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生を防止に資するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要

な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に關する措置に協力するようにならなければならない。

第五条 二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行なわれる当該事業の仕事若しくは共同連帯して請け負つた場合において、労働省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者として定め、これを都道府県労働基準局長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がないときは、都道府県労働基準局長が代表者を指名する。

3 前二項の代表者の変更は、都道府県労働基準局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4 第一項に規定する場合には、当該事業を同項又は第二項の代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみが使用する労働者とそれぞれみなして、この法律を適用する。

第二章 労働災害防止計画

(労働災害防止計画の策定)

第六条 労働大臣は、中央労働基準審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に關する事項その他労働災害の防止に關し重要な事項を定めた計画(以下「労働災害防止計画」という。)を策定しなければならない。

(変更)

第七条 労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に關する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、中央労働基準審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

(公表)

第八条 労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(勧告等)

第九条 労働大臣は、労働災害防止計画の的確

な実施を確保するため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に關する事項について必要な勧告又は要請をすることができ、

第三章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者又は衛生管理者を指揮させるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に關すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に關すること。
- 三 健康診断の実施その他健康管理に關すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に關すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、労働省令で定めるもの。

2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 都道府県労働基準局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

(安全管理者)

第十一条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、

安全管理者の増員又は解任を命ずることができ、

(衛生管理者)

第十二条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働基準局長の免許を受けた者その他労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じ、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 前条第二項の規定は、衛生管理者について準用する。

(産業医)

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう技能講習を修了した者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じ、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

(統括安全衛生責任者)

第十五条 事業者は、一の場所において行なう事業の一部を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなる)ときは、当該請負契約のうちのもつとも先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。のうち、建設業その他政令

昭和四十七年六月二日 参議院會議録第十九号 労働安全衛生法案

で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行なう者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の労働者が当該場所において作業を行なうときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行なわれることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

2 統括安全衛生責任者は、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所において行なわれることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。この場合において、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

(安全衛生責任者)

第十六条 前条第一項又は第三項の場合において、これらの規定により統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行なうものは、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

2 前項の規定により安全衛生責任者を選任した請負人は、同項の事業者に対し、遅滞なく、そ

の旨を通報しなければならない。

(安全委員会)

第十七条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事項。

二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関する事項。

三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項。

2 安全委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員（以下「第一号の委員」という。）は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は統括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二 安全管理者のうちから事業者が指名した者

三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。

4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。ただし、その推薦がないときは、この限りでない。

5 前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

(衛生委員会)

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対

し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項。

二 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事項。

三 前二号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止に関する重要事項

2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は統括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、産業医を衛生委員会の委員として指名することができる。

4 前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

(安全衛生委員会)

第十九条 事業者は、第十七条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は統括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業

者が指名した者

三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、産業医を安全衛生委員会の委員として指名することができる。

4 第十七条第三項から第五項までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十九条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 第二十二条 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十三条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害

四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第二十四条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十六条 事業者は、事業者が第二十条から前条までの規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条までの規定により労働者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

2 前項の労働省令を定めるに当たつては、公書(公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する公書をいう)その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないよう配慮しなければならない。

(技術上の指針及び望ましい作業環境の標準の公表等)

第二十八条 労働大臣は、第二十条から第二十五条までの規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表するものとする。

2 労働大臣は、快適な作業環境の形成を図るため必要があると認めるときは、望ましい作業環境の標準を公表することができる。

3 労働大臣は、前二項の規定により技術上の指針又は望ましい作業環境の標準を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に對し、当該技術上の指針又は望ましい作業環境の標準に關し必要な指導等を行なうことができる。

(元方事業者の講ずべき措置等)

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に關し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に關し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に關する必要な措置を講じなければならない。

一 協議組織の設置及び運営を行なうこと。

二 作業間の連絡及び調整を行なうこと。

三 作業場所を巡視すること。

四 関係請負人が行なう労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

2 特定事業の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ)で、特定元方事業者以外のもは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を上記の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるものから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け

負つた者で、特定元方事業者以外のものものうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

3 前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の仕事に従事するすべての労働者に關し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

(注文者の講ずべき措置)

第三十一条 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という)を、当該仕事を行なう場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行なわれるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

(請負人の講ずべき措置等)

第三十二条 第三十条第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行なうものは、これらの項の規定により講ぜられる措置に應じて、必要な措置を講じなければならない。

2 前条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に應じて、必要な措置を講じなければならない。

3 第三十条第一項若しくは第四項又は前条第一項の場合において、労働者は、これらの規定又は前二項の規定により講ぜられる措置に應じて、必要な事項を守らなければならない。

4 第一項及び第二項の請負人並びに前項の労働者は、特定元方事業者、注文者又は請負人が第三十条第一項若しくは第四項、前条第一項又は第一項若しくは第二項の規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(機械等貸与者等の講ずべき措置等)

第三十三条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、労働省令で定めるもの(以下「機械等貸与者」という)は、当該機械等の貸与を受けた事業者の作業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に應じて、必要な事項を守らなければならない。

(建築物貸与者の講ずべき措置)

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者(以下「建築物貸与者」という)は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

(重量表示)

第三十五条 一の貨物で、重量が一トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装され

ていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

(労働省令への委任)

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第三項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

第五章 機械等及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制

第三十七条 ポイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等で、政令で定めるもの(以下「特定機械等」という。)を製造しようとする者は、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働基準局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(検査)

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、都道府県労働基準局長の検査を受けなければならない。

2 特定機械等(移動式のものを除く。)を設置した者、特定機械等の労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

(検査証の交付等)

第三十九条 都道府県労働基準局長は、前条第一項の検査に合格した移動式の特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2 労働基準監督署長は、前条第二項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

3 労働基準監督署長は、前条第二項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等の検査証(使用等の制限)

(使用等の制限)

第四十条 前条第一項又は第二項の検査証(以下「検査証」という。)を受けていない特定機械等(第三十八条第二項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第三項の裏書を受けていないものを含む)は、使用してはならない。

2 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。

(検査証の有効期間等)

第四十一条 検査証の有効期間(次項の規定により検査証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された検査証の有効期間)は、特定機械等の種類に応じて、労働省令で定める期間とする。

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、労働基準監督署長又は労働大臣の指定する者(以下「検査代行機関」という。)が行なう性能検査を受けなければならない。

ついで、労働基準監督署長又は労働大臣の指定する者(以下「検査代行機関」という。)が行なう性能検査を受けなければならない。

(譲渡等の制限)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用されるもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第四十三条 動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。

(検定)

第四十四条 第四十二条の機械等のうち、政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、当該機械等について、労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働大臣の指定する者(以下「検定代行機関」という。)が行なう検定を受けなければならない。

2 前項の検定(以下「検定」という。)を受けた者は、当該検定に合格した機械等に、労働省令で定めるところにより、当該検定に合格した旨の表示を附さなければならない。

3 検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

4 第一項の機械等で、第二項の表示が附されていないものは、使用してはならない。

(定期自主検査)

第四十五条 事業者は、ポイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

い。

(検査代行機関の指定)

第四十六条 第四十一条の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、労働省令で定める区分ごとに、同項の性能検査(以下「性能検査」という。)を行なおうとする者の申請により行なう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。  
一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者  
二 第五十三条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者  
三 法人で、その業務を行なう役員のうち第一号に該当する者があるもの

3 労働大臣は、第一項の申請が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(性能検査の義務等)

第四十七条 検査代行機関は、性能検査を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、性能検査を行なわなければならない。

2 検査代行機関は、性能検査を行なうときは、労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

(業務規程)

第四十八条 検査代行機関は、性能検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めらるべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が性能検査の公正な実施上不適当となつたと認め

るときは、これを變更すべきことを命ずること  
ができる。

(業務の休廃止)

第四十九条 検査代行機関は、労働大臣の許可を  
受けなければ、性能検査の業務の全部又は一部  
を休止し、又は廃止してはならない。

(事業報告)

第五十条 検査代行機関は、毎事業年度経過後三  
月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支  
決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(検査員の選任及び解任)

第五十一条 第四十七条第二項の規定により性能  
検査を実施する者(以下「検査員」という。)の選  
任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効  
力を生じない。

2 労働大臣は、検査員がこの法律若しくはこれ  
に基づく命令の規定又は業務規程に違反したと  
きその他その職務を行なうのに適当でないこと  
を認めるときは、その検査代行機関に対し、その  
検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の地位)

第五十二条 検査代行機関の役員又は職員で、性  
能検査の業務に従事するものは、刑法(明治四  
十年法律第四十五号)その他の罰則の適用につ  
いては、法令により公務に従事する職員とみな  
す。

(指定の取消し等)

第五十三条 労働大臣は、検査代行機関が第四十  
六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つ  
たときは、その指定を取り消さなければならな  
い。

2 労働大臣は、検査代行機関が次の各号のい  
ずれかに該当するに至つたときは、その指定を取  
り消し、又は六月をこえない範囲内で期間を定  
めて性能検査の業務の全部若しくは一部の停止  
を命ずることができる。

一 第四十六条第三項の基準に適合しなくなつ

たと認められるとき。  
二 第四十七条、第四十九条又は第五十条の規  
定に違反したとき。

三 第四十八条第一項の認可を受けた業務規程  
によらないで性能検査を行つたとき。  
四 第四十八条第三項又は第五十一条第二項の  
規定による命令に違反したとき。

(検査代行機関)

第五十四条 第四十六条から前条までの規定は、  
検査代行機関に関して準用する。この場合にお  
いて、第四十六条第一項中「第四十一条第二項」  
とあるのは「第四十四条第一項」と、同項、第四  
十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十  
九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに前  
条第二項中「性能検査」とあるのは「検査」と、第  
五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と読み  
替へるものとする。

第二節 有害物に関する規制

(製造等の禁止)  
第五十五条 黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジ  
ジン含有する製剤その他の労働者に重度の健  
康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製  
造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用して  
はならない。ただし、試験研究のため製造し、  
輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要  
件に該当するときは、この限りでない。

(製造の許可)  
第五十六条 ジクロルベンジジン、ジクロルベン  
ジジン含有する製剤その他の労働者に重度の  
健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定  
めるものを製造しようとする者は、労働省令で  
定めるところにより、あらかじめ、労働大臣の  
許可を受けなければならない。

2 労働大臣は、前項の許可の申請があつた場合  
には、その申請を審査し、製造設備、作業方法  
等が労働大臣の定める基準に適合していると認  
めるときでなければ、同項の許可をしてはなら  
ない。

3 第一項の許可を受けた者(以下「製造者」とい  
う。)は、その製造設備を、前項の基準に適合す  
るよう維持しなければならない。

4 製造者は、第二項の基準に適合する作業方法  
に従つて第一項の物を製造しなければならない。

5 労働大臣は、製造者の製造設備又は作業方法  
が第二項の基準に適合していないと認めるとき  
は、当該基準に適合するように製造設備を修理  
し、改造し、若しくは移転し、又は当該基準に  
適合する作業方法に従つて第一項の物を製造す  
べきことを命ずることができる。

6 労働大臣は、製造者がこの法律若しくはこれ  
に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく  
処分違反したときは、第一項の許可を取り消  
すことができる。

(表示)  
第五十七条 ベンゼン、ベンゼン含有する製剤  
その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある  
物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を  
譲渡し、又は提供する者は、労働省令で定める  
ところにより、その容器(容器に入れないで譲  
渡し、又は提供するときにあつては、その包  
装。以上同じ。)に次の事項を表示しなければな  
らない。ただし、その容器のうち、主として一  
般消費者の生活の用に供するためのものにつ  
いては、この限りでない。

一 名称  
二 成分及びその含有量  
三 労働省令で定める物にあつては、人体に及  
ぼす作用  
四 労働省令で定める物にあつては、貯蔵又は  
取扱上の注意  
五 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定  
める事項

(有害性の調査等)  
第五十八条 事業者は、化学薬品、化学薬品を  
含有する製剤その他の物で、労働者の健康障害を  
生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、  
これらの物の有害性を調査し、その結果  
に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の  
規定による措置を講ずるほか、これらの物によ  
る労働者の健康障害を防止するため必要な措置  
を講ずるよう努めなければならない。

第六章 労働者の就業に当たつての措置  
(安全衛生教育)  
第五十九条 事業者は、労働者を雇入れたとき  
は、当該労働者に対し、労働省令で定めるとこ  
ろにより、その従事する業務に関する安全又は  
衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更した  
ときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、労働省令  
で定めるものに労働者をつかせるときは、労働  
省令で定めるところにより、当該業務に関する  
安全又は衛生のための特別の教育を行なわな  
ければならない。

第六十条 事業者は、その事業場の業種が政令で  
定めるものに該当するときは、新たに職務につ  
くこととなつた職長その他の作業中の労働者を  
直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)  
に対し、次の事項について、労働省令で定める  
ところにより、安全又は衛生のための教育を行  
なわなければならない。

一 作業方法の決定及び労働者の配置に関する  
こと。  
二 労働者に対する指導又は監督の方法に關す  
ること。  
三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防  
止するため必要な事項で、労働省令で定める  
もの。

(就業制限)  
第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の  
業務で、政令で定めるものについては、都道府  
県労働基準局長の当該業務に係る免許を受けた

者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう当該業務に係る技能講習を修了した者その他労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務につかせるはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができずる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項の規定に係る職業訓練を受ける労働者については、前二項の規定において、労働省令で別段の定めをすることができる。

(中高年齢者等についての配慮)  
第六十二条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じた適正な配置を行なうように努めなければならない。

(国の援助)  
第六十三条 国は、事業者が行なう安全又は衛生のための教育的效果的実施を図るため、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めるものとする。

第七章 健康管理  
(作業環境の維持管理)  
第六十四条 事業者は、作業場における衛生の水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理するように努めなければならない。

(作業環境の測定)  
第六十五条 事業者は、有害な業務を行なう屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、空気

環境その他の作業環境について必要な測定をし、及びその結果を記録しておかなければならない。  
(健康診断)  
第六十六条 事業者は、労働者に対し、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるところにより、労働者に対し、労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

4 都道府県労働基準局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師が行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

6 事業者は、第一項から第四項まで又は前項ただし書の規定による健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な措置を講じなければならない。

(健康管理手帳)  
第六十七条 都道府県労働基準局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

2 政府は、健康管理手帳を所持している者に対する健康診断に関し、労働省令で定めるところにより、必要な措置を行なう。

3 健康管理手帳の交付を受けた者は、当該健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項は、労働省令で定める。  
(病者の就業禁止)  
第六十八条 事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、労働省令で定めるところにかつた労働者については、労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

(作業時間の制限)  
第六十九条 事業者は、潜水業務その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、労働省令で定めるところに従事させる労働者については、労働省令で定める作業時間についての基準に反し、当該業務に従事させてはならない。

(健康の保持増進のための措置)  
第七十条 事業者は、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七十一条 国は、第六十六条及び第六十七条の健康診断の適切な実施を図るため、当該健康診断の水準を向上させるための必要な資料の提供、中小企業における当該健康診断の実施を促

進させるための施策の充実に努めるものとする。  
第八章 免許等  
(免許)  
第七十二条 第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許(以下「免許」という。)は、第七十五条第一項の免許試験に合格した者その他労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行なう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、免許を受けることができない。  
一 身体又は精神の欠陥により免許に係る業務につくことが不適当であると認められる者  
二 第七十四条第二項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して一年を経過しない者  
三 前二号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、労働省令で定める者

第七十三条 前条第一項の免許証(以下「免許証」という。)には、労働省令で定めるところにより、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働基準局長は、免許証の有効期間の更新の申請があつた場合には、当該免許証を有する者が労働省令で定める要件に該当するときは、当該免許証の有効期間を更新してはならない。

(免許の取消し等)  
第七十四条 都道府県労働基準局長は、免許を受けた者が第七十二条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させた

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。  
 三 第一百十條第一項の条件に違反したとき。  
 四 前三号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じ、労働省令で定めるとき。

(試験)

第七十五條 免許試験は、労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働基準局長が行なう。  
 2 前項の免許試験は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行なう。  
 3 都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長の指定する者が行なう教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 第一項の免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続その他同項の免許試験の実施について必要な事項は、労働省令で定める。  
 (技能講習)  
 第七十六條 第十四條又は第六十一條第一項の技能講習(以下「技能講習」といふ)は、労働省令で定める区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行なう。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。  
 3 技能講習の受講資格、講習科目及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、労働省令で定める。  
 (指定教習機関)

第七十七條 第十四條、第六十一條第一項又は第七十五條第三項の規定による指定(以下この条及び第一百十二條第十二号において「指定」といふ)は、労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は第七十五條第三項の教習(以下「教習」といふ)を行なおうとする者の申請により行なう。  
 2 第四十六條第二項及び第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條並びに第五十三條の規定は、技能講習又は教習を行なう者(以下「指定教習機関」といふ)に關して準用する。この場合において、第四十六條第三項、第四十八條第一項及び第三項、第五十條並びに第五十三條中「労働大臣」とあるのは「都道府県労働基準局長」と、第四十六條第三項中「第一項」とあるのは「第七十七條第一項」と、第四十八條第一項及び第三項、第五十二條並びに第五十三條第二項第三号中「技能検査」とあるのは「第十四條若しくは第六十一條第一項の技能講習又は第七十五條第三項の教習」と、同項各号列記以外の部分中「技能検査」とあるのは「第十四條若しくは第六十一條第一項の技能講習若しくは第七十五條第三項の教習」と、同項第一号中「第四十七條、第四十九條又は第五十條」とあるのは「第五十條」と、同項第四号中「第四十八條第三項又は第五十一條第二項」とあるのは「第四十八條第三項」と読み替へるものとする。

第九章 安全衛生改善計画等

第一節 安全衛生改善計画

(安全衛生改善計画の作成の指示等)

第七十八條 都道府県労働基準局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に關する改善計画(以下「安全衛生改善計画」といふ)を作成すべきことを指示することができる。  
 2 事業者は、安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてははその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者の意見をきかなければならない。  
 (安全衛生改善計画の遵守)  
 第七十九條 前条第一項の事業者及びその労働者は、安全衛生改善計画を守らなければならない。  
 (安全衛生診断)  
 第八十條 都道府県労働基準局長は、第七十八條第一項の規定による指示をした場合において、専門的な助言を必要とするとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見をきくべきことを勧奨することができる。

第二節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント

(業務)

第八十一條 労働安全コンサルタントは、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。  
 2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。  
 (労働安全コンサルタント試験)  
 第八十二條 労働安全コンサルタント試験は、労働大臣が行なう。  
 2 労働安全コンサルタント試験は、労働省令で定める区分ごとに、筆記試験及び口述試験によつて行なう。

(登録)

第八十四條 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所所在地その他労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。  
 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。  
 一 禁治産者又は準禁治産者  
 二 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつ

昭和四十七年六月二日 参議院會議録第十九号 労働安全衛生法案

た日から起算して二年を経過しない者

三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 次条第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

(登録の取消)

第八十五条 労働大臣は、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント(以下「コンサルタント」という。)が前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、コンサルタントが次条の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

(義務)

第八十六条 コンサルタントは、コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の名誉となるような行為をしてはならない。

2 コンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(日本労働安全衛生コンサルタント会)

第八十七条 コンサルタントは、全国を通じて一の日本労働安全衛生コンサルタント会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 日本労働安全衛生コンサルタント会は、コンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行ふことを目的とする。

3 第一項の法人以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会の文字を用いてはならない。

第十章 監督等

(計画の届出等)

第八十八条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、仮設の建設物又は機械等で、労働省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者(同項の事業者を除く。)について準用する。

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4 前項の規定は、当該仕事に数回の請負契約によつて行なわれる場合において、当該仕事を自ら行なう発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行なう発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

5 労働基準監督署長は、第一項(第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定による届出(以下「届出」という。)があつた場合において、当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は

当該計画を変更すべきことを命ずることができる。(労働大臣の審査等)

第八十九条 労働大臣は、届出があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 労働大臣は、前項の審査を行なうに当たつては、労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならない。

3 労働大臣は、第一項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 労働大臣は、前項の勧告又は要請をするに当たつては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

5 第二項の規定により第一項の計画に関してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第九十条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。(労働基準監督官の権限)

第九十一条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を取去ることができる。

2 医師である労働基準監督官は、第六十八条の疾病にかかつた疑いのある労働者の検診を行なうことができる。

3 前二項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十二条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行なう。(産業安全専門官及び労働衛生専門官)

第九十三条 労働省、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 産業安全専門官は、第三十七条第一項の許可、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行なう。

3 前項の規定は、労働衛生専門官について準用する。この場合において、同項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第五十六条第一項」と、「安全に係るもの」とあるのは、「衛生に係るもの」と、「労働者の危険」とあるのは、「労働者の健康障害」と読み替へるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、労働省令で定める。(産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限)

第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による事務を行なうため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を取去ることができる。

2 第九十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。(労働衛生指導医)

第九十五条 都道府県労働基準局に、労働衛生指導

導医を置く。

2 労働衛生指導医は、第六十六条第四項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に關する事務に参画する。

3 労働衛生指導医は、労働衛生に關し学識経験を有する医師のうちから、労働大臣が任命する。

4 労働衛生指導医は、非常勤とする。  
(労働大臣等の権限)

第九十六条 労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に關係のある帳簿若しくは書類を検査させることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査代行機関若しくは検定代行機関又は指定教習機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に關係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第九十一条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。  
(労働者の申告)

第九十七条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告する。このため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(使用停止命令等)

第九十八条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、第二十条から第二十五条まで、第三十一条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条の規定に違反する事実があるときは、その

違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。

2 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。

3 労働基準監督官は、前二項の場合において、労働者に急迫した危険があるときは、これらの項の都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行なうことができる。

第九十九条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。  
(報告等)

第一百条 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関に対し、必要な事項を報告させること

ができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第十一章 雑則  
第十一條 労働者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならない。

(ガス工作物等設置者の義務)

第一百二條 ガス工作物その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない。  
(書類の保存等)

第一百三條 事業者は、労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第三項の帳簿を除く)を、保存しなければならない。

2 検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関は、労働省令で定めるところにより、性能検査、検定、技能講習又は教習に關する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 コンサルタントは、労働省令で定めるところにより、その業務に關する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。  
(健康診断に關する秘密の保持)

第一百四條 第六十六条第一項から第四項までの健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に關して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(聴聞)

第一百五條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第五十三条第二項(第五十四条及び第七十七条第二項において準用する場合を含む)、第五十六条第六項、第七十四条第二項又は第八十五条第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(国の援助)

第一百六條 国は、第六十三条及び第七十一条に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行なう安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行なうに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。  
(労働大臣の援助)

第一百七條 労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

(研究開発の推進等)

第一百八條 政府は、労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
(地方公共団体との連携)

第一百九條 国は、労働災害の防止のための施策を進めるに当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡し、その理解と協力を求めなければならない。

(許可等の条件)

第百十條 この法律の規定による許可、免許又は指定には、条件を附し、及びこれを変更することができぬ。

2 前項の条件は、当該許可、免許又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許又は指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(不服申立ての制限)

第百十一條 第三十八條の検査、性能検査又は検査の結果についての処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(手数料)

第百十二條 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

- 一 免許を受けようとする者(第七十五條第一項の免許試験に合格した者を除く。)
- 二 技能講習(指定教育機関が行なうものを除く。)を受けようとする者
- 三 第三十七條第一項の許可を受けようとする者
- 四 第三十八條の検査を受けようとする者
- 五 検査証の再交付又は書替えを受けようとする者
- 六 性能検査(検査代行機関が行なうものを除く。)を受けようとする者
- 七 検定(検定代行機関が行なうものを除く。)を受けようとする者
- 八 第五十六條第一項の許可を受けようとする者
- 九 免許証の再交付又は書替えを受けようとする者
- 十 免許証の有効期間の更新を受けようとする者
- 十一 第七十五條第一項の免許試験を受けようとする者

十二 指定を受けようとする者

十三 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者

(経過措置)

第百十三條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(鉱山に関する特例)

第百十四條 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安(衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。次条第一項において同じ。)については、第二章中「労働大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「中央労働基準審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山に關しては、第三章中「総括安全衛生管理者」とあるのは「総括衛生管理者」とする。(適用除外)

第百十五條 この法律(第二章の規定を除く。)は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安については、適用しない。

第二章 罰則

第百十六條 第五十五條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百十七條 第三十七條第一項、第四十四條第一項、第五十六條第一項又は第八十六條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十八條 第五十三條第二項(第五十四条及び

第七十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした検査代行機関、検定代行機関又は指定教育機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條、第二十条から第二十五条まで、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八條第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第四項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条、第六十八條、第六十九条、第八十九条第五項、第九十条第二項又は第九十四条の規定に違反した者
- 二 第五十六条第五項、第八十八条第五項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十七条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- 四 第六十一条第四項の規定に基づく労働省令に違反した者
- 第百二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
- 一 第十條第一項、第十一条第一項、第十二條第一項、第十三條、第十五條第一項若しくは第三項、第十六條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第三項、第四十五条、第五十九條第一項、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第八十七條第三項、第八十八條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。若しくは第三項、第百一条

又は第百三條第一項の規定に違反した者

二 第十一條第二項(第十二條第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三 第四十四条第二項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項の規定による立入り、検査、取去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第百條第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六 第百三條第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者

第百二十一條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした検査代行機関、検定代行機関又は指定教育機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十九條(第五十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けないうで性能検査又は検定の業務の全部を廃止したとき。

二 第九十六条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第百條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

四 第百三條第二項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

第百二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第百十六條、第百十七條、第百十九條又は第百二十條の違反行為をし

たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十条及び第九章第二節の規定は昭和四十八年四月一日から、附則第九條のうち労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項の改正規定中「労働基準法」の下に「及び労働安全衛生法」を加える部分は公布の日から施行する。

(第五十六条第一項の物の製造に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第五十六条第一項の物を製造している者については、この法律の施行の日から起算して三月間は、同項の規定は、適用しない。その期間内に同項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(処分等の効力の引き継ぎ)

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の労働基準法又は労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)(これらに基づく命令を含む。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(労働基準法の一部改正)

第四条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第四十二条から第五十五条までを次のように改める。

第四十二条 労働者の安全及び衛生に関して、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...

号)の定めるところによる。

第四十三条から第五十五条まで 削除

第五十五条の二を削る。

第六十三条第一項を次のように改める。

使用者は、満十八才に満たない者又は女子に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他命令で定める危険な業務につかせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務につかせてはならない。

第七十条中「第四十九条及び」を削り、「並びに」を、及びに改める。

第十章中第九十六条の次に次の二条を加える。

(監督上の行政措置)

第九十六条の二 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の附属寄宿舎を設置し、移転し、又は変更しようとする場合において、前条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に従い定められた計画を、工事着手十四日前までに、行政官庁に届け出なければならない。

行政官庁は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることが出来る。

第九十六条の三 労働者を就業させる事業の附属寄宿舎が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることが出来る。

前項の場合において行政官庁は、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることが出来る。

第百条第四項中「認可」を削る。

第百条の二第三項中「第百一条第一項及び第四項並びに」を「第百一条及び」に改める。

第百一条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百三条中「建設物、寄宿舎その他の附属建設物、設備、原料又は材料を」を「附属寄宿舎」に改め、第五十五条を「第九十六条の三」に改める。

第百八条第一項中「第四十八条を削る。第百九条第一号中「第四十二条、第四十三、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十一条」を削り、同条第二号中「第五十四、第五十五、第五十六条第一項」を「第九十六条の二第二項又は第九十六条の三第一項」に改め、同条第四号中「第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百」を削る。

第百二十条第一号中「第四十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百」を削り、「又は第百九条」を「第九十六条の二第一項、第百九条」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 第九十二条第二項又は第九十六条の三第二項の規定による命令に違反した者

第百二十条第四号中「検査若しくは収去」を削る。

(国会職員法の一部改正)

第五条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...

号)」に改め、同条第二項中「労働基準法及びこれ」を「労働基準法及び労働安全衛生法並びにこれら」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

第六条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)」に改める。

附則第十六条中「労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

(少年院法の一部改正)

第八条 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「(昭和二十二年法律第四十九号)」の下に「及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第九条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十号中「認可」を削り、同条中第二十一号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十一号とし、第二十七号から第二十九号までを五号ずつ繰り上げ、第三十号の前に次の七号を加える。

二十五 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)に基づいて、労働災害防止計画を策定すること。

二十六 労働安全衛生法に基づいて、特に危険な作業を必要とする機械等の製造の許可及び検査、機械等の検定並びに有害物の製造の許可を行なうこと。

二十七 労働安全衛生法に基づいて、検査代行機関、検定代行機関及び指定教習機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行なうこと。

二十八 労働安全衛生法に基づいて、免許に

係る試験を実施し、及び免許を与えること。

二十九 労働安全衛生法に基づいて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの試験及び登録を行なうこと。

二十九の二 労働安全衛生法に基づいて、労働者の安全及び衛生に必要があると認められる場合において、作業の開始の差止め、又は計画の変更を命ずること。

二十九の三 労働安全衛生法に基づいて、事業者が危害防止のための措置に違反した場合等において、作業の停止、建設物等の使用の停止その他必要な事項を命ずること。

第四条第三十二号の七を削り、同条第三十二号の八中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第一百八号)」に改め、同条中同号を第三十二号の七とし、第三十二号の九を削り、第三十二号の十を第三十二号の八とし、第三十二号の十一を第三十二号の九とし、第三十二号の十二を第三十二号の十とする。

第八条第一項第八号中「労働福祉事業団」の下に、検査代行機関、検定代行機関を加え、同項第十四号中「労働基準法」の下に、「労働安全衛生法」を加え、「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

第八条第二項中「中央労働災害防止協会」を「検査代行機関、検定代行機関、中央労働災害

防止協会」に、「じん肺法」を「労働安全衛生法、じん肺法」に、「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「及び労働安全衛生法」を加え、「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

第十五条第一項中「労働者災害補償保険法」を「労働安全衛生法(これに基づく命令を含む)」、労働者災害補償保険法」に改め、「労働災害防止団体等に関する法律(これに基づく命令を含む)」を削る。

第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「及び労働安全衛生法」を加える。

第十七条第一項中「労働者災害補償保険法」を「労働安全衛生法(これに基づく命令を含む)」、労働者災害補償保険法」に改め、「労働災害防止団体等に関する法律(これに基づく命令を含む)」を削る。

(更生緊急保護法の一部改正)  
第十条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「及びこれ」を「及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第 号)並びにこれら」に改める。

第十六条中「及びこれ」を「及び労働安全衛生法並びにこれら」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十九号の二中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第十二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)及び」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第 号)第二章並びに」に、「並びにこれら」を「及びこれ」に改め、同条第三項中「第百二条の規定の下に」を「労働安全衛生法第九十二条の規定」を加え、同条第四項中「労働基準法及び」を「労働基準法、労働安全衛生法及び」に改める。

(結核予防法の一部改正)  
第十三条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八条に規定する事業又は事務所であつて、政令で定めるもの(以下「事業」という)の使用(同法第十条に規定する者をいう。以下同じ)を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第 号)の適用事業(同法第二条第三号に規定する事業者(以下「事業者」という)の行なう事業をいう。以下同じ)のうち、政令

で定める事業(以下「事業」という)の事業者」に改め、同条第二項中「使用者」を「事業者」に改め、同条第四項中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改める。

第七條第一項及び第十六條第一項中「使用者」を「事業者」に改める。

第二十八條第三項中「労働基準法の適用を受ける事業」を「労働安全衛生法の適用事業」に改める。

第五十一條第一号及び第三号並びに第五十二條第一号及び第三号中「使用者」を「事業者」に改める。

で定める事業(以下「事業」という)の事業者」に改め、同条第二項中「使用者」を「事業者」に改め、同条第四項中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改める。

第七條第一項及び第十六條第一項中「使用者」を「事業者」に改める。

第二十八條第三項中「労働基準法の適用を受ける事業」を「労働安全衛生法の適用事業」に改める。

第五十一條第一号及び第三号並びに第五十二條第一号及び第三号中「使用者」を「事業者」に改める。

第五十四條中「事業主」を「事業者」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第四條第一項の規定による定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

第五十七條第二号中「使用者」を「事業者」に改める。

第六十五條第一項中「使用者」及び「事業主」を「事業者」に改める。

第六十六條第一項中「労働基準法の適用を受ける事業の使用(同法第十条に規定する者をいう)の事業者」に改め、同条第四項中「労働基準法の適用を受ける事業」を「労働安全衛生法の適用事業」に改める。

第六十六條第一項中「労働基準法の適用を受ける事業の使用(同法第十条に規定する者をいう)の事業者」に改め、同条第四項中「労働基準法の適用を受ける事業」を「労働安全衛生法の適用事業」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十四条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百八条中「労働災害防止団体等」に「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)」を加える。

第十九条の次に次の一条を加える。  
(金融機関に対する業務の委託等)  
第十九条の二 事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対して、前条第一項第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

(労働福祉事業団法の一部改正)

第十五条 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条・第二十条」に、「第三十九条・第四十条」を「第三十九條―第四十一條」に改める。

第一条中「能率的に行うことにより」を「能率的に行なうとともに、労働災害の防止に資するため必要な資金の融通を行なうことにより」に改める。

第十九条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 事業者又は政令で定める者が労働災害の

防止及び労働者の健康の保持のため必要とする政令で定める資金の貸付けを行なうこと。

第十九条の次に次の一条を加える。  
(借入金及び労働福祉債券)  
第二十六条 事業団は、労働大臣の認可を受け

2 前項の規定による労働大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第三十三条及び第三十九条において「受託金融機関」という)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十六条を次のように改める。  
(借入金及び労働福祉債券)  
第二十六条 事業団は、労働大臣の認可を受け

て、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は労働福祉債券(以下この条において「債券」という)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、労働大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条中「第十九条第一項第一号」の下に「及び第二号」を、「費用」の下に「(同号に掲げる業務を行なうため必要な貸付資金を除く。)」を加える。

第二十八条第一号を次のように改める。  
一 国債、地方債その他労働大臣の指定する有価証券の取得  
第三十三条第一項中「事業団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第三十七条第一号中「第四条第二項」の下に「第十九条の二第一項」を、「第二十六条第一項」の下に、「第二項ただし書若しくは第六項」を加え、同条第四号中「第二十八条第二号」を「第二十八条第一号又は第二号」に改める。

「第二十八条第一号又は第二号」に改める。

「第二十八条第一号又は第二号」に改める。

「第二十八条第一号又は第二号」に改める。

「第二十八条第一号又は第二号」に改める。

「第二十八条第一号又は第二号」に改める。

「第二十八条第一号又は第二号」に改める。

「第二十八条第一号又は第二号」に改める。

「第二十八条第一号又は第二号」に改める。

第四十条を第四十一条とする。

第三十九条第六号を削り、同条を第四十条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

第三十九条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第十六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の見出し中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改め、同条第一項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第 号)」に改める。

(じん肺法の一部改正)  
第十七条 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「労働基準法第十条に規定する使用者」を「労働安全衛生法(昭和四十

七年法律第 号)第二条第三号に規定する事業者」に改める。

第五条及び第六条中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改める。

第七条ただし書中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項」に改める。

第九条第一号及び第二号中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項」に改める。

第十条の見出し中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改め、同条中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項」に改める。

第十二条第二項中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項」に改める。

第十三条第二項中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項若しくは第二項」に改める。

第四十六条中「前条の違反行為をした者が、法人又は人のために行爲した」を削り、「であるときは」を「が、その法人又は人の業務に関し

て、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか」に改める。

(労働災害防止団体等に関する法律の一部改正)  
第十八条 労働災害防止団体等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
労働災害防止団体法  
目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第七条)  
第二章 労働災害防止団体  
第一節 通則(第八条―第十条)

第二節 中央労働災害防止協会(第十一条―第三十五条)  
第三節 労働災害防止協会(第三十六条―第五十条)

第四節 監督(第五十一条―第五十三条)  
第五節 補則(第五十四条―第五十六条)

第三章 雑則(第五十七条・第五十八条)  
第四章 罰則(第五十九条―第六十三条)

附則  
第一条及び第二条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もつて労働災害の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「労働災害」とは、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第 号)第二条第一号に規定する労働災害をいう。

2 この法律において「指定業種」とは、労働大臣が、労働災害の発生率その他の事情を考慮し、中央労働基準審議会の意見をきいて指定する業種をいう。

第二章 労働災害防止計画を削る。  
第三条から第七条までを次のように改める。  
第三条から第七条まで 削除

第十一条第三項中「基本計画及び実施計画」を「労働安全衛生法に基づいて策定された労働災害防止計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項次に次の一項を加える。

2 中央協会は、前項の業務のほか、国からの

委託を受けて、安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための業務を行なうことができる。

第三十六条第四項中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第三章を第二章とする。

第四章を削る。

第六十八条第一項中「第二条第四号」を「第二条第二項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三章」を「第二章」に改め、同項を同条第二項とし、第五章中同条を第五十七条とする。

第六十九条第一項中「第三章の規定」を「この法律」に改め、同条第二項中「第三章」を「第二章」に改め、「及び第四章」を削り、「鉱山保安法」の下に「昭和二十四年法律第七十号」を加え、同条を第五十八条とする。

第五章を第三章とする。

第七十条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第五十六条の規定に違反した者」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第五十九条とする。

第七十一条中「次の各号のいずれかに該当す

る者」を「第五十二条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」に改め、同条各号を削り、同条を第六十条とする。

第七十二条中「第七十条第二号若しくは第三号又は」を削り、同条を第六十一条とする。

第七十三条を第六十二条とし、第七十四条を第六十三条とする。

第六章を第四章とする。

(所得税法の一部改正)

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中央労働災害防止協会の項及び労働災害防止協会の項中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中央労働災害防止協会の項及び労働災害防止協会の項中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改

める。

(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正)

第二十一条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「労働基準法(昭和二十二年法

律第四十九号)第十条に規定する使用者」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第

号)第二条第三号に規定する事業者」に改め、同条第

四号中「労働基準法」の下に「(昭和二十二年法律

第四十九号)」を加える。

第三条中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に

改める。

第五条第五項中「労働基準法第五十二条第一

項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第

二項」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故

の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第二十二条 土砂等を運搬する大型自動車による

交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四

十二年法律第三百三十一号)の一部を次のように

改正する。

第八条第一項中「同法第五十一条」を「労働安

全衛生法(昭和四十七年法律第

号)第六十

八条」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法

律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号を次のように改める。

一 労働基準法及び労働安全衛生法

別表第一第十六号中「労働災害防止団体等に

関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

別表第二十号の五の次に次の一号を加え

る。

二十の六 労働安全衛生法(昭和四十七年法

律第

号)

別表第二中労働基準法の項を次のように改め

る。

司法試験第二次試験に合格した者で労働法を選択したもの	国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者	主務大臣が、労働基準法及び労働安全衛生法についてこの欄の二項に掲げる者と同程度の知識を有すると認める者
----------------------------	--	---

昭和四十七年六月二日 参議院會議録第十九号 労働安全衛生法案 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

(職業訓練法の一部改正)

第二十四条 職業訓練法の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「命令」の下に「又は労働安全衛生法(昭和四十七年法律第 号)第六十一条第四項の規定に基づく労働省令」を加える。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に關する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

[中村英男君登壇、拍手]

○中村英男君 ただいま議題となりました労働安全衛生法案は、機械設備の大型化、建設工事の大規模化等に伴う重大災害の増加、新原材料・新生産方式等による職業病の急増等に対応して、適切な労働安全衛生対策を推進するために法制を整備するものでありまして、事業場における安全衛生

管理体制を強化すること、労働災害防止基準を明確に規定すること、危険な機械、有害物等について製造の禁止あるいは許可制をとること、安全衛生教育の徹底と健康管理の充実をはかること、危険または有害な事業について事前の届出制、審査制を整備すること、等を内容としております。

委員会におきましては、本法案と労働基準法の一体的運用、監督行政の強化とその機構の整備、労働災害の防止体制、労災補償の充実、国際労働条約の批准促進等、国及び事業主による労働安全衛生対策の全般にわたって熱心な質疑が行なわれました。

質疑を終了し、採決の結果、衆議院送付案どおり全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、各党共同提出にかかる附帯決議を付することに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第六 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長玉置猛夫君。

審査報告書

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年六月一日

地方行政委員長 玉置 猛夫

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、警察職員、消防職員等が高度の危険が予測される状況の下においてその職責を遂行し、そのため公務上の災害を受けた場合に

おける障害補償及び遺族補償の額について特例を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、左の事項について善処すべきである。

一、特殊公務に従事する職員の補償の特例措置については、その適用範囲を拡大する等の措置を積極的に検討し、危険な業務の遂行にあつた地方公務員の補償について万全を期すること。

二、民間企業等において実施されている業務上の災害給付等の実態をすみやかに調査し、地方公務員に対する補償内容の改善および死亡見舞金の支給等について検討すること。

三、若年者に対する障害補償額、遺族補償額等の引上げについては特段の配慮をすること。

右決議する。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年五月二十五日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

律

地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第四十六条を第四十六条の二とし、第四十五条の次に次の一条を加える。

(特殊公務に従事する職員の特例)

第四十六条 警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の

他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る障害補償又は遺族補償については、第二十九条

第一項の規定による金額、第三十三条第一項の規定による額又は第三十八条第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十の範囲

内で政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

附則第七條に次の一項を加える。

2 第四十六条に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時金については、当分の間、前項の政令で定める額は、当該額に同条に規定する政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方公務員災害補償法第四十六条及び附則第七條第二項の規定は、昭和四十七年一月一日以後に発生した事故に起因する公務上の

災害に係る障害補償及び遺族補償について適用する。

○玉置猛夫君 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君

副議長 森 八三二君

昭和四十七年六月二日 参議院会議録第十九号 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

六〇五

議員

濱田 幸雄君	高山 恒雄君	宮崎 正義君	渋谷 邦彦君	川上 為治君	柏原 ヤス君	峯山 昭範君	久次米健太郎君	松下 正寿君	三木 忠雄君	上林繁次郎君	柴田利右エ門君	中尾 辰義君	中村 利次君	栗林 卓司君	内田 善利君	野末 和彦君	堀田 啓典君
小平 芳平君	温水 三郎君	向井 長年君	鈴木 一弘君	沢田 実君	田淵 哲也君	田代富士男君	亀井 善彰君	萩原幽香子君	阿部 憲一君	矢追 秀彦君	中村 登美君	木島 則夫君	原田 立君	藤井 恒男君	藤原 房雄君	山田 勇君	松岡 克由君
木内 四郎君	新谷寅三郎君	丸茂 重貞君	津島 文治君	栗原 祐幸君	木村 睦男君	長谷川 仁君	藤田 正明君	鬼丸 勝之君	石本 茂君	長田 裕二君	永野 鎮雄君	大松 博文君	古賀雷四郎君	高橋 邦雄君	志村 愛子君	原 文兵衛君	村尾 重雄君
杉原 荒太君	植竹 春彦君	鍋島 直紹君	徳永 正利君	米田 正文君	土屋 義彦君	二木 謙吾君	源田 実君	安田 隆明君	佐田 一郎君	菅野 儀作君	山崎 五郎君	玉置 猛夫君	黒住 忠行君	柴立 芳文君	竹内 藤男君	桧垣徳太郎君	小山邦太郎君
大谷藤之助君	岡本 悟君	高橋文五郎君	町村 金五君	鹿島 俊雄君	久保田藤麿君	中津井 真君	高田 浩運君	渡辺一太郎君	増田 盛君	若林 正武君	片山 正英君	河本嘉久蔵君	中山 太郎君	上田 稔君	細川 護熙君	安井 謙君	上原 正吉君
塚田十一郎君	吉武 恵市君	大森 久司君	橋 直治君	植木 光教君	園田 清充君	寺本 広作君	佐藤 一郎君	山崎 竜男君	矢野 登君	長屋 茂君	梶木 又三君	金井 元彦君	川野辺 静君	佐藤 隆君	岩動 道行君	重宗 雄三君	松平 勇雄君
森中 守義君	内藤善三郎君	楠 正俊君	野々山一三君	宮崎 正雄君	山内 一郎君	前川 且君	竹田 現照君	工藤 良平君	嶋崎 均君	田 英夫君	船田 讓君	斎藤 昇君	増原 恵吉君	青木 一男君	塩見 俊二君	大竹平八郎君	小笠 公韶君
西村 関一君	西村 尚治君	高橋雄之助君	杉山善太郎君	沢田 政治君	柳田桃太郎君	山本茂一郎君	戸田 菊雄君	初村龍一郎君	上田 哲君	今泉 正二君	伊部 真君	林田悠紀夫君	赤間 文三君	西田 信一君	綱木 亨弘君	平井 太郎君	前田佳都男君
																柴田 栄君	

後藤 義隆君	伊藤 五郎君	小林 武君	矢山 有作君	自治大臣	渡海元三郎君	地方行政委員	高橋 邦雄君
白井 勇君	中村 英男君	西ヶ久保重光君	渡辺 武君	國務大臣	木内 四郎君	法務委員	矢山 有作君
阿貝根 登君	瀬谷 英行君	須藤 五郎君	山崎 昇君			農林水産委員	初村瀧一郎君
平泉 涉君	田口長治郎君	占部 秀男君	大矢 正君			商工委員	浅井 亨君
八木 一郎君	山本 利壽君	横川 正市君	小柳 勇君	議長の報告事項		運輸委員	若林 正武君
山下 春江君	羽生 三七君	戸叶 武君	河田 賢治君	去る五月三十一日議長において、左の常任委員の		同	同
加藤シヅエ君	藤原 道子君	岩間 正男君	加瀬 完君	辞任を許可した。		同	同
鶴園 哲夫君	鈴木 強君	吉田忠三郎君	小野 明君			地方行政委員	平島 敏夫君
片岡 勝治君	辻 一彦君	田中 一君	足鹿 覺君	地方行政委員		同	同
佐々木静子君	加藤 進君	成瀬 幡治君	藤田 進君	法務委員	藤田 進君	建設委員	中尾 辰義君
水口 宏三君	小谷 守君	秋山 長造君	春日 正一君	農林水産委員	若林 正武君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
神沢 淨君	鈴木美枝子君	國務大臣		農林水産委員	若林 正武君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
小笠原貞子君	杉原 一雄君	内閣総理大臣	佐藤 榮作君	商工委員	中尾 辰義君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
竹田 四郎君	安永 英雄君	外務大臣	福田 赳夫君	運輸委員	初村瀧一郎君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
塚田 大願君	田中寿美子君	大蔵大臣	水田三喜男君	同	高橋 邦雄君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
大橋 和孝君	川村 清一君	農林大臣	赤城 宗徳君	同	矢山 有作君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
中村 波男君	鈴木 力君	通商産業大臣	田中 角榮君	建設委員	浅井 亨君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
村田 秀三君	星野 力君	運輸大臣	丹羽喬四郎君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指		同日議長において、左の内閣提出案を承認	同日議長において、左の内閣提出案を承認
林 虎雄君	松本 賢一君	労働大臣	塚原 俊郎君	名した。		同日議長において、左の内閣提出案を承認	同日議長において、左の内閣提出案を承認

昭和四十七年六月二日 参議院会議録第十九号 議長の報告事項

<p>渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求め るの件</p>	<p>同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。</p> <p>特定多目的ダム法の一部を改正する法律</p> <p>義務教育諸学校施設費国库負担法及び公立養護</p>	<p>科学技術振興対策特別委員 鹿島 俊雄君</p> <p>同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。</p> <p>科学技術振興対策特別委員 長田 裕二君</p>	<p>政府との間の協定の締結について承認を求め るの件議決報告書</p> <p>労働安全衛生法案可決報告書</p> <p>地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案 可決報告書</p>
<p>同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。</p> <p>特定多目的ダム法の一部を改正する法律案</p> <p>義務教育諸学校施設費国库負担法及び公立養護</p> <p>学校整備特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>道路運送車両法の一部を改正する法律案</p>	<p>昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。</p> <p>地方行政委員 高橋 邦雄君</p> <p>運輸委員 岩本 政一君</p>	<p>同日議長から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。</p> <p>児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案(片岡勝治君 外一名発議)</p> <p>同日委員長から左の報告書が提出された。</p>	
<p>同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。</p> <p>渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆</p> <p>国政府との間の条約の締結について承認を求め るの件</p>	<p>同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。</p> <p>地方行政委員 岩本 政一君</p> <p>運輸委員 高橋 邦雄君</p>	<p>特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書</p> <p>航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求め るの件議決報告書</p> <p>航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国</p>	
	<p>同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。</p>		

第十五号中正誤

ハシ 段行 誤

四四六 四 五 貨物 正

四四九 三 六 中距離 中長距離

第十七号中正誤

ハシ 段行 誤

五二七 四 二 かけられる。 かけられる、 正

昭和四十七年六月二日 参議院会議録第十九号

六〇九

昭和四十七年六月二日 参議院會議録第十九号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円  
(送料別)

發行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二一(六台)